

令和 8 年度
予算概算要求・税制改正要望等概要
(内閣府防災担当)

令和 7 年 8 月
内閣府政策統括官 (防災担当)

目 次

I. 概算要求等における内閣府防災の主要事項	1
II. 令和8年度内閣府防災部門概算要求	
内閣府防災部門概算要求総括表	3
大規模地震対策の推進	4
火山災害対策の推進	5
土砂災害・水害等の災害時における避難対策等の推進	6
○自治体における事前防災力強化の支援事業	7
[大規模災害対策支援補助、 地方公共団体と連携した地域防災力強化の取組推進に係る経費]	
要支援者の避難に係る個別避難計画の作成の推進	9
防災計画の充実のための取組推進	10
社会全体としての事業継続体制の構築推進	11
○防災を担う人材の育成、訓練の充実	12
[国と地方の防災を担う人材の育成に係る経費、防災スペシャリスト 養成支援システムの整備・運用、総合防災訓練大綱に基づく総合防災 訓練に係る経費]	
実践的な防災行動定着に向けた国民運動の推進	16
○官民連携による被災者支援体制整備等	17
[官民連携による被災者支援体制整備等、災害時応援協定システムの整備]	
防災技術の研究開発の推進	19
事前防災対策総合推進費	20
○災害対応におけるデジタル化の推進等	21
[防災情報システムの効果的な利活用促進業務、広域連携を含めた新たな 被災者支援システムの構築に向けた調査業務、「鳥の目プロジェクト」 事業、防災分野のデータ流通促進・高度化等に向けた調査検討業務 等]	
○プッシュ型支援のより迅速かつ確実な実施等	33
[プッシュ型支援のより迅速かつ確実な実施に必要な経費、プッシュ型 支援における内閣府備蓄物資の分散備蓄の充実]	
大規模地震発生時における応急対策活動の具体計画策定に係る 調査検討	35
船舶を活用した医療提供体制の充実	36
救援の実施等に係る調査検討推進	37
○中央防災無線網の整備・維持管理等	38
[中央防災無線網の管理に要する経費、中央防災無線WEB]	
立川・有明の丘・東扇島施設の維持管理及び改修	40
○被災者支援の推進	41
[災害時に活用可能なキッチンカー・トレーラーハウス等に係る登録 制度、マンション在宅避難の推進、発災後の迅速かつ質の高い避難所 環境整備促進訓練等経費 等]	
○復興対策の推進	52
[復興対策の推進、被災者生活再建支援法関連調査、激甚災害に係る 水害被害推定モデルの本運用に向けた技術検証及び試験運用]	

特定地震防災対策施設の運営に要する経費	54
国際防災協力の推進	55
現地災害対策等経費	56
災害救助費等負担金	57
災害弔慰金等負担金	58
災害援護貸付金	59
被災者生活再建支援法施行に要する経費	60
Ⅲ. 令和8年度内閣府防災部門税制改正要望事項	
令和8年度税制改正要望事項	62
Ⅳ. 令和8年度内閣府防災部門機構・定員要求事項	
令和8年度主な機構・定員要求	70

令和8年度概算要求等における主要事項（内閣府防災◇）

令和8年度概算要求額 約200億円（令和7年度予算額 約146億円）

※裁量の経費は約163億円（対前年度約54億円増）、災害救助費等負担金などの義務的経費は約37億円（対前年度同額）となっている。

◇内閣官房防災庁設置準備室経費（約1.2億円）を含む。

人命・人権最優先の「防災立国」の実現に向け、以下の事項に重点的に取り組む。

（ ）は、7年度当初予算額

I 「防災庁」（仮称）の設置を見据えた災害対応力の充実・強化

（1）避難生活環境の抜本的改善など被災者支援体制強化

○「災害対応車両登録制度」の充実・登録促進

・災害対応車両登録制度の運用改善や普及・啓発を行う。【150百万円(43百万円)】

○「罹災証明コーディネーター等派遣制度」の創設

・罹災証明書の交付を支援するコーディネーター（支援の経験者等）を登録し、
発災時に被災自治体のニーズに応じて派遣する。【92百万円(新規)】

○プッシュ型支援における内閣府備蓄物資の分散備蓄の充実

・必要な備蓄品目の追加や生活環境整備に必要な物資機材の備蓄の充実。【655百万円(新規)】

（2）産官学民連携体制の構築、防災教育や人材育成の推進

○官民連携による被災者支援体制整備

・「被災者援護協力団体登録制度」の充実、災害中間支援組織の整備・強化、避難生活支援リーダー/サポーター研修の全国展開や研修修了者の活用等を実施。【692百万円(315百万円)】

○地方自治体と連携した訓練・研修の拡充、防災教育の推進

・地方自治体、住民等が連携した地震・津波防災訓練等の実施や自治体職員向けの研修受入れ枠・実施個所数を拡充するとともに、デジタル防災教育を推進。【756百万円(585百万円)】

（3）防災DXの推進

○防災デジタルプラットフォームの構築

・新総合防災情報システム（SOBO-WEB）や新物資システム（B-PLo）の運用・整備、活用促進等。【1,440百万円(956百万円)】

○災害画像の集約・共有・活用の仕組み構築による初動対応の充実

・空撮画像等からの確かな災害対応に必要な情報の集約・分析を行い、迅速に被害の全体像を把握し共有する仕組みを構築するプロジェクトを推進。【120百万円(新規)】

（4）大規模災害対策の充実

○自治体における事前防災力強化の支援事業

・地域の課題を踏まえた先進的な防災計画の策定等を支援。【300百万円(120百万円)】

○船舶を活用した医療提供体制の充実

・人材の育成・確保、資器材等の整備を更に進めるとともに、訓練による検証、体制の充実に係る調査検討を実施。【1,078百万円(97百万円)】

（5）国際防災協力の推進、防災産業の海外展開

・防災産業の海外展開支援の充実等を実施するとともに、2027年秋のアジア太平洋防災閣僚級会議（日本開催）に向けた企画・検討を実施。【368百万円(312百万円)】

II 「防災庁」（仮称）の設置（事項要求）※内閣官房から事項要求

令和8年度中の「防災庁」（仮称）の設置準備及び設置・運営に必要な経費及び組織・定員について、予算編成過程において検討。

令和 8 年度内閣府防災部門 概算要求

令和8年度 内閣府防災部門 概算要求総括表

(単位:百万円)

区 分 (主要事項名)	7年度 予算額	8年度 概算要求額	対前年度 増△減額
○ 災害予防	3,384	4,525	1,142
大規模地震対策の推進	295	440	145
火山災害対策の推進	159	209	50
土砂災害・水害等の災害時における避難対策等の推進	47	47	0
自治体における事前防災力強化の支援事業	120	348	228
要支援者の避難に係る個別避難計画の作成の推進	27	110	83
防災計画の充実のための取組推進	26	45	19
社会全体としての事業継続体制の構築推進	46	75	29
防災を担う人材の育成、訓練の充実	413	492	78
実践的な防災行動定着に向けた国民運動の推進	191	273	82
官民連携による被災者支援体制整備等	359	736	376
防災技術の研究開発の推進	0	50	50
事前防災対策総合推進費	1,700	1,700	0
○ 災害応急対応	5,164	9,284	4,121
災害対応におけるデジタル化の推進等	988	2,809	1,821
プッシュ型支援のより迅速かつ確実な実施等	2,749	3,404	655
大規模地震発生時における応急対策活動の具体計画策定に係る調査検討	24	24	0
船舶を活用した医療提供体制の充実	97	1,078	981
救援の実施等に係る調査検討推進	0	10	10
中央防災無線網の整備・維持管理等	970	1,525	556
立川・有明の丘・東扇島施設の維持管理及び改修	337	434	97
○ 災害復旧・復興	488	1,254	766
被災者支援の推進	201	967	766
復興対策の推進	36	36	0
特定地震防災対策施設の運営に要する経費	251	251	0
○ その他	1,648	1,088	△ 560
国際防災協力の推進	336	402	67
一般事務処理経費等	1,313	686	△ 627
合 計	10,684	16,152	5,468

※デジタル庁に一括計上される総合防災情報システムの運用等(9.7億円)が含まれる。

■ 災害救助等に係る負担金・補助金

	7年度 予算額	8年度 概算要求額	対前年度 増△減額
災害救助費等負担金	2,840	2,840	0
災害弔慰金等負担金	140	140	0
災害援護貸付金	150	150	0
被災者生活再建支援金補助金	600	600	0
合 計	3,730	3,730	0

※復興庁一括計上(東日本大震災分)として、災害救助費等負担金等(0.9億円)及び被災者生活再建支援金補助金(5.1億円)を別途、計上している。

予算額 合 計	14,414	19,882	5,468
----------------	---------------	---------------	--------------

※内閣官房防災庁設置準備室経費(1.2億円)を含めると200.0億円。

(注)四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

大規模地震対策の推進

令和8年度概算要求額 440百万円【うち要望額 145百万円】
(令和7年度予算額 295百万円)

政策統括官（防災担当）
(調査・企画担当)

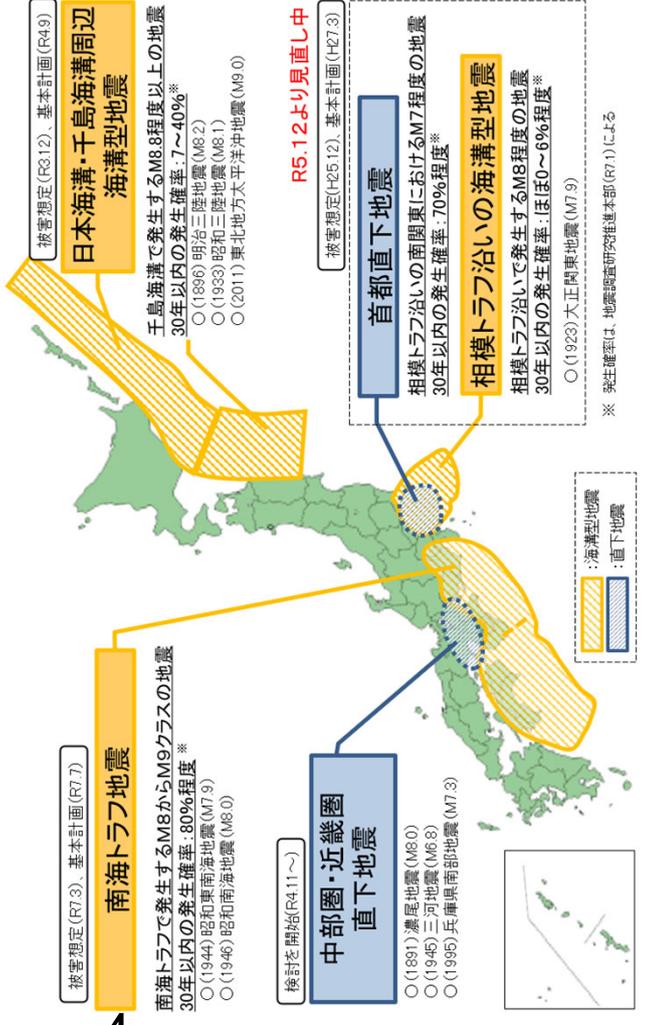
事業概要・目的・必要性

[事業年度：平成26年度～終了年度未定]

東日本大震災の教訓等を踏まえ、甚大かつ広域な被害を及ぼすおそれがある、中央防災会議が対象としている大規模地震について、最大クラスの地震動・津波の推定及びその被害想定・算出や対策の検討等を行う。

令和8年度は、令和6年能登半島地震の教訓等も踏まえながら、対策の充実に向けた調査・検討を行う。

<中央防災会議が対象としている大規模地震>



資金の流れ

国

災害関係調査費

民間事業者等

事業イメージ・具体例

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策の検討

令和3年度にとりまとめられた「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ」の報告を踏まえ、スーパーコンピュータ等を活用し、巨大地震による長周期地震動の推計について調査・検討を進める。

南海トラフ地震の防災・減災対策の検討

令和6年度に取りまとめた「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」の報告を踏まえ、津波からの早期避難意識にかかわる調査、被害想定や南海トラフ地震臨時情報に基づく計画策定の手引きを作成することで、南海トラフ地震による被害低減を図る。また、能登半島地震の教訓や自治体の実状等を踏まえ、リスコミュニケーションの充実等の減災対策の推進、実効性向上のための検討を行う。

首都直下地震の防災・減災対策の検討

首都直下地震の被害の主要因となっている火災被害の被害量の減少を促進するため、火災被害の被害想定手法について検討等を行う。また、首都圏の特徴である高層建築物を含む家具固定の効果について評価・検討する。

中部圏・近畿圏直下地震に係る各種モデル・地震対策の検討（新規）

有識者の意見を聴取しながら、最新の知見に基づく中部圏・近畿圏直下地震の震源断層モデル等の検討を進める。また、これまで公表された大規模地震の被害想定を参考にし、地震モデル等に基づく被害量の推計や今後取り組みべき防災・減災対策について検討を行う。

帰宅困難者等対策

これまで首都圏において重点的に実施してきた駅前滞留者対策協議会や帰宅困難者等対策の実態調査の対象を拡大するとともに、地域特性を踏まえつつ帰宅困難者等のような協力を求められるか検討し周知することで、帰宅困難者等対策の実効性向上を図る。また、被災者の属性や被災場所に応じた帰宅困難者等対策を検討するため、帰宅困難者の被害想定における追加シナリオについて検討する。

津波避難ビル等に係る事例集の更新（新規）

南海トラフ巨大地震対策検討WG報告書の公開を受け、津波避難ビル等に関する注目が集まっている。また、一人でも多くの命を救うための津波避難ビル等の最新の事例を集め、広く全国に津波避難ビル等の指定が促進されるよう、事例集を作成（更新）する。

大規模地震災害に係る分野横断的な影響を考慮した災害リスク評価による防災対策の推進（新規）

被害想定手法の既往知見を整理するとともに、分野横断的な災害リスク評価を行うための手法を検討する。災害リスク評価については、モデル地区においてシミュレーションによる検証を行い、国レベル・地方レベルにおいて「分野横断的な災害リスク評価」とそれに基づく戦略的な対策計画の立案に係る方策を示し、事前防災対策の推進を図る。また、分野横断的な被害想定や脆弱性の分析・評価を定量的に行うためには高度な専門的知見を要することから、研究機関等による災害リスク評価手法の研究開発を促すために競争的研究資金制度を創設する。

期待される効果

甚大かつ広域な被害を及ぼすおそれがある日本海溝・千島海溝及び南海トラフ沿いの巨大地震や首都直下地震、中部圏・近畿圏直下地震に対して、震度分布の推計や被害の想定、防災対策の検討等を実施することで、これらの大規模地震に備えた防災対策を推進し、被害の軽減を図る。

火山災害対策の推進

令和8年度概算要求額 **209百万円**【うち要望額 50百万円】
(令和7年度予算額 159百万円)

政策統括官 (防災担当)
(調査・企画担当)

事業概要・目的・必要性

[事業年度：平成21年度～]

「御嶽山噴火を踏まえた今後の火山防災対策の推進について (報告)」
(平成27年3月) 及び、平成27年7月と令和5年6月の活動火山対策特別措置法の改正を踏まえ、火山防災体制を強化するため、各種施策を推進する。

<活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律の概要> (R6.4.1施行) ※関係箇所抜粋

○避難確保計画の作成等に係る
市町村長による援助等 (第8条関係) 【追加】

【現状】
不特定多数の者が利用する施設や、避難に時
間を要する要配慮者が利用する施設に作成が義務
付けられている、利用者の安全を確保するた
めの避難確保計画の作成が十分に進んでいない。

【原因】
・避難確保計画作成に係るノウハウの不足
・小規模な施設にとっって、計画作成そのものが
負担となっていること、等

避難確保計画の作成状況
避難促進施設に位置づけられた78施設
中、545施設で避難確保計画作成済み
(令和6年9月末時点)

市町村長は、避難確保計画の作成及び変
更並びに実施に関し必要な情報の提供、
助言その他の援助を実施
、火山防災協議会が市町村長をサポート

○火山現象に関し専門的な知識又は技術を有する人材の育成
及び継続的な確保等 (第30条関係) 【追加】

国及び地方公共団体は、相互の連携の下に、
火山に関し専門的な知識又は技術を習得させるための教育
の充実を図り、
・その知識又は技術を有する人材の能力の発揮の機会を確保
すること
等を通じて人材の育成及び継続的な確保に努めなければならない。

国は、火山に関する観測、測量、調査及び研究を推進する
ため、必要な予算等の確保や、地方公共団体に対する必要な
援助に努めなければならない。

○火山調査研究推進本部の設置
(第31条～第36条関係) 【新規】
文部科学省に、火山に関する観測、測量、調査及び研究
を一元的に推進するための火山調査研究推進本部を設置

【推進本部でつかさどる事務】
①観測、測量、調査及び研究の推進について総合的かつ基本的
な施策を立案
②関係行政機関の火山に関する調査研究予算等の事務の調整
③総合的な調査観測計画を策定
④関係行政機関、大学等の調査結果等を収集、整理、分析し、
総合的な評価に基づき広報

事業イメージ・具体例

火山防災対策に関する連携強化及び推進体制の検討

○技術的な火山防災体制の強化のため、各火山地域が抱える課題抽出を
踏まえ、将来を見据えた検討を実施するとともに、調査研究分野と連携し
た火山防災対策に関する推進体制の整備等について更なる検討を行う。

火山専門家による技術的支援

○各火山地域の火山防災体制の構築を一層推進するため、火山防災工
スパートの派遣、火山防災協議会等連絡・連携会議の開催、指針・手
引等を用いた支援等の実施を通じ、火山地域における効果的な情報交
換のあり方や支援方法に関する調査検討を行う。

広域噴火災害対策の検討

○大規模な噴火が発生した際の広域的な避難などの安全確保に係る対策
や、関係省庁及び関係機関が連携した広域に降り積もる火山灰への対
策等について検討を進め、対策の具体化に向けた調査検討を行う。

各火山地域の特性を踏まえた火山防災対策の推進

○集客施設等による避難確保計画の作成等の際に、市町村及び火山防
災協議会が避難促進施設を適切に援助し、取組が一層推進されるよ
う、市町村や避難促進施設が抱えている課題を踏まえた避難確保計画
作成の支援を行う。

火山防災に携わる人材の育成の推進 (新規)

○火山防災対策を進めるにあたっては、防災分野全般の知識に加えて、火
山に関する専門的な知識も求められる。各地方公共団体等における火
山防災を担う人材を育成することを目的に、火山防災研修を実施する。

資金の流れ

災害関係調査費

国

民間事業者等

期待される効果

○火山防災対策に関する連携強化及び推進体制の整備、関係機関が連
携した広域に降り積もる火山灰への対策を具体化するための調査検討及
び各火山地域の火山防災の取組を推進することで、火山災害時の国及
び地方公共団体の対応力が向上し、被害の軽減が期待される。

土砂災害・水害等の災害時における避難対策等の推進

令和8年度概算要求額 47百万円
(令和7年度予算額 47百万円)

政策統括官（防災担当）
(調査・企画担当)

事業概要・目的・必要性

[事業年度：平成27年度～終了年度未定]

気候変動の影響等による近年の水災害の激甚化等を踏まえ、

- ・「平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について(報告)」
(平成30年12月)
 - ・「令和3年7月からの一連の豪雨災害を踏まえた避難のあり方について(報告)」
(令和4年2月)
- に基づき、住民の適切な避難行動を促進し、被害を軽減するための検討を行う。

<近年の災害を踏まえた報告書で求められている目指すべき社会>

- 現状
- ✓ 行政は防災対策の充実と不断の努力を続けていくが、地球温暖化に伴う気象状況の激化や行政職員に限られていること等により、突発的に発生する激甚な災害への**行政主導のハード対策・ソフト対策に**
限界
 - ✓ 防災対策を今後も維持・向上するため、国民全体で共通理解のもと、**住民主体の防災対策に転換**していく必要

目指す社会

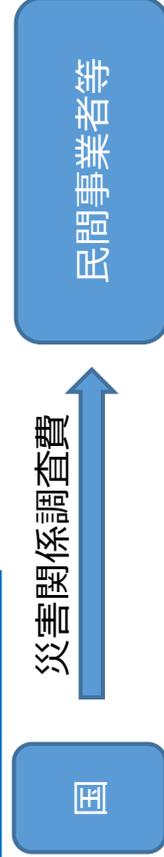
住民「自らの命は自らが守る」意識を持つ

- ✓ 平時より災害リスクや避難行動等について把握する。
- ✓ 地域の防災リーダーのもと、避難計画の作成や避難訓練等を行い地域の防災力を高める。
- ✓ 災害時には自らの判断で適切に避難行動をとる。

行政 住民が適切な避難行動をとれるよう全力で支援する

- ✓ 平時より、災害リスクのある全ての地域で、あらゆる世代の住民を対象に、継続的に防災教育、避難訓練などを実施し、「自らの命は自らが守る」意識の徹底や地域の災害リスクととるべき避難行動等の周知をする。
- ✓ 災害時には、避難行動が容易にとれるよう、防災情報をわかりやすく提供する。

資金の流れ



事業イメージ・具体例

首都圏等における大規模水害時の住民避難に係る検討

- 令和4年6月に東京都とともに設置した「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」の検討成果等を踏まえ、「首都圏大規模水害広域避難計画モデル」を作成した。今後は、
 - ・策定したタイムライン、計画モデルのブラッシュアップを図るため、対象となる自治体において、指定公共機関や住民、民間事業者等を含む広域避難訓練の実施
 - ・住民、各自治体への実態調査、関係機関と連携した「広域避難」の住民に対する理解促進、普及啓発を通じた課題の抽出とマスコミ等と連携した社会的な理解促進（気運の醸成）を図るための方策の作成
- を行い、引き続き、大規模水害時における住民避難に係る取り組みを促進する。

水害・土砂災害からの住民の主体的な避難行動の促進に係る検討

- 令和6年9月能登半島豪雨などによる大雨等の近年の水害・土砂災害の状況を踏まえ、住民への避難情報の円滑な発令を支援するため、内水氾濫や複数河川等が同時に水位上昇した際の避難情報発令・設定基準について状況調査・分析を行い、発令時の留意点等を整理し、避難情報に関するガイドラインの充実を図る。

期待される効果

- 大規模水害発生時において、広域避難活動に際しての国・地方公共団体が直面している課題を解決することにより、効果的な避難計画の立案などの取り組みが促進され、被害の軽減が図られる。
- 災害時における住民の適切な避難行動につながることで、避難対策の強化が見込まれる。

大規模災害対策支援補助

令和8年度概算要求額 300百万円【うち要望額 180百万円】

(令和7年度予算額 120百万円)

政策統括官 (防災担当)
(調査・企画担当)

事業概要・目的

- 大規模地震対策については、被害想定の見直しや新たな防災対策が検討されており、今後、各地域でも被害想定の見直しや、地域の実情を踏まえた実効性の高い防災計画の検討を進めることが必要である。
- 火山噴火や風水害に対しても、社会構造の変化や地域特性等の自治体の実情を踏まえた検討が必要である。
- 以上を踏まえ、自治体の被害想定や防災計画等の策定・見直しのうち、具体の地域課題を踏まえた先進的な取組について計画策定を支援する。
- 加えて、取組事例を周知・共有し、他自治体での実践を促すことで、防災対策の促進を図る。

事業イメージ・具体例

○支援内容 補助率:2分の1

- ・個別具体の地域課題を踏まえた先進的な検討のための、調査、シミュレーション（実地検証を含む。）、検討、計画策定等のうち、その成果が各自治体の作成する防災に関する計画の策定・見直しを目的に実施されるものを対象とする。

○地域の特徴や課題を踏まえた検討例

- ・大規模地震における、リソース不足の限界を明らかにした被害想定や防災対策などの見直し
- ・大規模水害を想定した広域避難計画を検討するにあたり、市町村事務を都道府県が広域的な立場から支援する検討
- ・自治体が事務局を務める各火山防災協議会において、それぞれ異なる火山地域の特徴に応じ、火山ハザードマップや避難計画等の一連の警戒避難体制について、GIS等のデジタルデータを活用した避難対策と併せた検討
- ・大規模火山噴火を想定した広域降灰にかかる防災対策を検討するにあたり、拠点位置や対応手段等について、各地域の実情に応じた対策の検討

資金の流れ



期待される効果

- 全国の自治体で抱えている課題解決に資する先進的取組を具体化させるとともに、全国の自治体への横展開を図る。

地方公共団体と連携した地域防災力強化の取組推進に係る経費

令和8年度概算要求額 **48百万円【要望額】**
(新規)

政策統括官（防災担当）
(地域防災力強化担当)

事業概要・目的

1. ふるさと防災職員・非在庁型研修員の連携

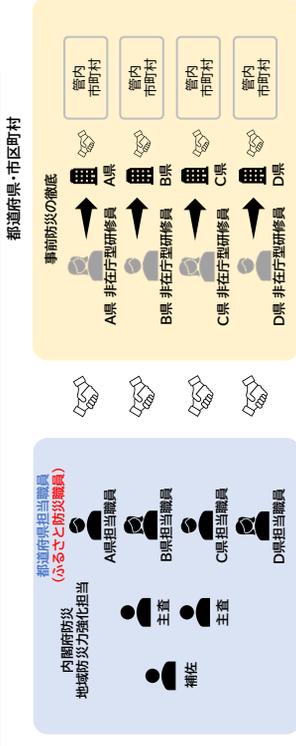
地域の事前防災を徹底的に進めるため、内閣府に配置した各都道府県を担当する職員（ふるさと防災職員）及び各都道府県庁に在庁して内閣府の業務に従事する研修員（非在庁型研修員）等が連携し、都道府県及び市区町村の防災施策推進に係る技術的助言や連絡調整を行う。

2. 地域防災力強化ブロック会議の開催

自治体職員の事前防災に係る識見の向上と共有を図るため、各ブロックごとに都道府県や大都市等の防災担当者が一堂に会し、関係する学識経験者や先進自治体職員等を招いて効果的な取組や課題等を共有するブロック会議を開催する。

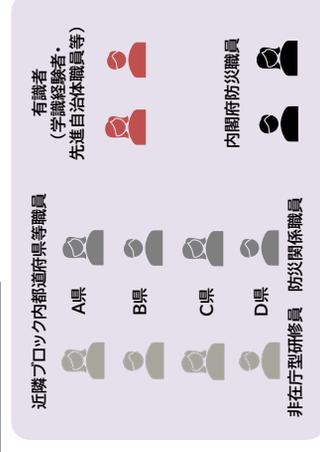
事業イメージ・具体例

1. ふるさと防災職員・非在庁型研修員の連携

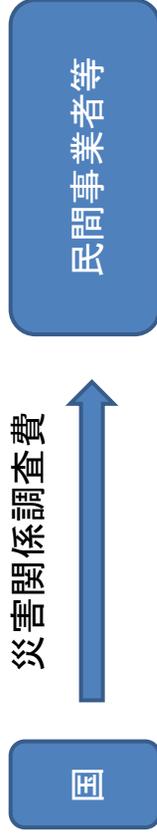


2. 地域防災力強化ブロック会議の開催

- 事前防災に関してテーマを設定し、有識者も交えて取組や知見を共有。
- ブロック内の防災関係職員同士の交流を促進。



資金の流れ



期待される効果

- 内閣府からの働きかけや自治体間の取組共有により、自治体における事前防災の取組を促進。
- 自治体とのコミュニケーションの活性化により、内閣府における地域ニーズを踏まえた施策検討を促進。

要支援者の避難に係る個別避難計画の作成の推進

令和8年度概算要求額 110百万円【うち要望額 80百万円】

(令和7年度予算額 27百万円)

政策統括官（防災担当）
（生活環境担当）

事業概要・目的

- 激甚な災害が近年頻発しているなか、多くの高齢者や障害者等が被害を受ける結果となり、要配慮者の避難の実効性確保が急務となっていることから、令和3年5月に災害対策基本法(昭和36年法律第223号)が改正され、市町村に避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務化されるなどの規定等が創設された。ハザードマップ上で危険な地域にお住いの、介護を要する方など、優先度が高いと考えられる者の個別避難計画について概ね5年程度で作成に取り組んでいたかどうか市町村に依頼しているところ。
- ハザードマップ上で危険な地域にお住いの、介護を要する方など、優先度が高いと考えられる者の個別避難計画について概ね5年程度で作成に取り組んでいただくよう市町村に依頼しているところ。
- 個別避難計画を作成する市町村は、災害の態様やハザードの状況、気候に加え、人口規模、年齢構成、避難所の確保状況など、地域の状況が異なり、個別避難計画の作成にあたって課題となる事柄が様々である。
- この課題に対応するため、これまでモデル事業等に取り組んできたところであるが、令和7年4月現在において、未策定の団体が50あり、また、一部作成済みの団体においても、災害発生に備え、更なる計画の作成が求められている。
- また、個別の課題としても、医療的ケア児の計画づくりや特別支援学校への直接避難等、多様な関係団体との連携が必要な課題が山積しているため、本事業では、個別避難計画の作成の更なる加速化を目指す。このためには、関係団体と市町村の関係づくりを支援する全国団体や都道府県の役割が極めて重要であることから、関係団体と連携した取組が十分に進んでいない市町村を後押しするため、市町村に対する総合的な支援を実施できる体制作りを行う。

事業イメージ・具体例

〈個別避難計画作成加速化事業〉

- 全国協議会等の開催
- 全国レベルの関係団体や関係省庁からなる全国協議会を開催し、個別避難計画の作成などに関連する取組事例やノウハウの共有などを行うとともに、防災・福祉・保健などの連携が必要な各分野の関係者の間における一元的な情報共有、会議開催、各地域への働きかけ等につなげる。
- 全国都道府県の担当者を集め、先進事例等の紹介、各都道府県の作成状況や市町村の取組状況、抱える課題や当該課題に係る有識者からの助言・解決方策の方向性等を共有し、都道府県による市町村支援の促進を図る。
- 関係団体との連携した取組の加速を支援する事業の実施（連携支援事業）
- 市町村と関係団体の連携した取組を加速化するため、地域の実情に応じた様々な取組事例を収集、整理し、都道府県による市町村支援を可能とするための知見やノウハウなどの基盤を整備し普及を図る。
- 関係団体との連携強化を図るための研修、WS、普及啓発等を実施する。
- サポーターの派遣
- 先導的に取り組む自治体職員をサポーターとして全国の自治体に派遣する。
- 具体的な課題に対し、同じ自治体職員の立場の視点で助言等することによる早期の対応を実現する。
- 個別避難計画作成相談員の都道府県への配置
- 個別避難計画の作成が進まない都道府県に対して、個別避難計画作成相談員を配置し、個別避難計画の作成等の支援を行う。
- 普及・啓発事業
- 個別避難計画作成モデル事業の広報展開
- これまでのモデル事業及び加速化支援事業で得られた、効果的・効果的な作成プロセスを全国の自治体に共有する。
- 個別避難計画の作成に役立つ情報を収集し、広報素材等として全国の自治体に展開することで自治体の取組を支援する。

資金の流れ

内閣府

民間調査会社等

期待される効果

- 都道府県による市町村へのきめ細かな支援の実施により、計画作成に着手する時期の前倒しや、より実効的な取組が可能となる。
- サポーターによる具体的な課題解決の相談・助言により、個別避難計画作成の加速が図られる。

防災計画の充実のための取組推進

令和8年度概算要求額 45百万円【うち要望額 19百万円】
 (令和7年度予算額 26百万円)

政策統括官(防災担当)
 (防災計画担当)

事業概要・目的

○中央防災会議等では、各種の大規模地震(南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震)に関する基本計画の策定、継続的な見直しを行っており、南海トラフ地震については令和7年度に、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震については令和4年度にそれぞれ基本計画を変更していただき、首都直下地震についても変更を予定しています。

○これらの大規模地震対策の推進に向けては、変更後の基本計画に基づく各府省庁の取組を強力に推進するとともに、地方公共団体等が変更後の基本計画に基づき作成・変更する推進計画の実効性が確保されるよう支援を講ずる必要があります。

○また、こうした大規模地震に対する事前防災の取組は、国や地方公共団体のみならず、国民一人ひとりが取組んでいく必要があり、そのためには、発災時の具体的なイメージを持つことが重要です。

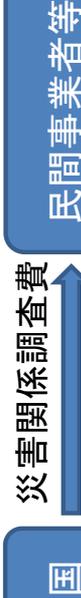
事業イメージ・具体例

- 有識者の意見を聴きながら、基本計画に掲げられた施策の進捗状況のモニタリングやそこから導かれる課題の把握を行い、関係府省庁へ共有するなどにより、減災目標の達成等に向けたフォローアップを行います。
- 地方公共団体等が作成する推進計画が、個々の地域の地理的・社会的特性を踏まえるなど実効性が確保された計画となるよう、地方公共団体等が直面し得る課題を解決するため、好事例等の調査・整理をし、横展開を図ります。
- さらに、国民一人ひとりが大規模災害を「自分ごと」として捉え、「命を守り、命をつなぐ」行動をしてもらうべく、首都直下地震等の基本計画等の見直しを踏まえ、国民に対する効果的な情報発信を行います。

【※各計画における、10年間で達成すべき減災目標】

南海トラフ地震 (R7.7変更～)	死者数：約29.8万人 全壊焼失棟数：約235万棟	→ 概ね8割減 → 概ね5割減
首都直下地震 (H27.3変更～)	死者数：約2.3万人 全壊焼失棟数：約61万棟	→ 概ね半減 → 概ね半減
日本海溝地震	死者数：約19.9万人	→ 概ね8割減
千島海溝地震 (R4.9変更～)	死者数：約10万人	→ 概ね8割減

資金の流れ



期待される効果

○関係府省庁の施策のフォローアップや、地方公共団体の推進計画の実効性の向上により、各基本計画に掲げる減災目標の達成に向けた取組の推進が期待されます。また、国民一人ひとりの大規模地震に対する事前防災の取組の促進や、発災時の適切な行動が浸透することが期待されます。

社会全体としての事業継続体制の構築推進

令和8年度概算要求額 **75百万円** 【うち要望額 29百万円】
(令和7年度予算額 46百万円)

政策統括官 (防災担当)
(防災計画担当)

事業概要・目的

○首都直下地震や南海トラフ地震等の発生に備え、災害時に国民生活等への影響を最小化するため、中央省庁・地方公共団体・民間企業など社会全体の事業継続体制を強化する必要があります。特に、今後見直し予定の首都直下地震緊急対策推進基本計画等を踏まえた具体的な取組推進が重要です。

⇒中央省庁については、震が関東地区の庁舎等で業務を継続するためのライフロインの冗長性・代替性の強化や首都圏外からの広域的な応援体制の構築、庁舎等が使用できなくなった場合を想定した首都圏内外の一時的移転の実効性確保等が課題となっています。

⇒地方公共団体については、災害時における人的応援の受入れ体制の実効性を高めるとともに、「南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン」等を踏まえた都道府県における受入れ体制の強化が求められています。

⇒民間企業等については、自社の防災力向上だけでなく、サプライチェーン全体での事業継続力の一層の向上が求められています。

事業イメージ・具体例

①中央省庁における事業継続体制の確保

- ・震が関東地区の庁舎等での執行体制・執務環境の確保に向けた効率的・効果的な方策の検討。
- ・首都圏内外の代替拠点への一時的移転に関する政府の業務継続計画の実効性確保に向けた訓練等による課題検証。
- ・省庁業務継続計画について有識者による評価。

②地方公共団体における事業継続体制の確保

- ・地方公共団体における受援体制の構築の促進に向けた調査・検討業務及びフォロワーアップ研修の実施。
- ・大規模災害を想定した都道府県の受援体制の検討。

③民間企業等の事業継続体制の構築及び

災害リスクマネジメント力向上の取組推進

- ・南海トラフ地震、首都直下地震の基本計画見直しを踏まえた企業BCPの課題に関する調査や、事業継続ガイドラインの見直しに向けた有識者検討会の企画運営、改定版の作成。
- ・改定版ガイドラインの普及、BCP策定促進のための情報発信。

資金の流れ

災害関係調査費

国

民間事業者等

期待される効果

- 社会全体の事業継続体制が構築されることにより、いかなる大規模災害においても国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小化することが期待されます。

国と地方の防災を担う人材の育成に係る経費

令和8年度概算要求額 **233百万円**【うち要望額 37百万円】

(令和7年度予算額 184百万円)

政策統括官 (防災担当)
(訓練・人材育成担当)

事業概要・目的・必要性

[事業年度：平成25年度～終了年度未定]

○ 危機事態に迅速・的確に対応でき、国・地方のネットワークを形成できる防災人材育成のために、国・自治体等の職員を対象として、防災スペシャリスト養成に向けた研修を実施します。

○ また、災害対応力を強化する女性参加の拡大やデジタル活用推進、日本海溝・千島海溝地震等の巨大地震対策など、社会情勢やニーズを踏まえた研修内容の充実や受講者数の拡大等に向け、防災の有識者からなる企画検討会を開催し、体系的な防災人材の養成に係る検討を実施します。

○ さらに、発災時の応援職員等が、担当する業務の手順や基礎知識を習得するための専用ウェブサイトによるオンライン学習ツールの整備・運用を図ります。

資金の流れ

災害関係調査費等

国

民間事業者等

事業イメージ・内容

① OJT研修【48百万円】

自治体等の職員が内閣府防災の業務を行いながら、防災研修を受講するOJT研修を行います。

② 有明の丘研修【116百万円】

国・自治体等の職員を対象に企画検討会での検討を踏まえて、職位に応じた効率的な研修の実施等により、防災人材の育成を図ります。

③ 地域研修【62百万円】 (拡充)

都道府県との共催による地域研修の企画・実施、研修マニュアル等の整備のほか、総務省の応援自治体の事前割り当てに基づき、地域研修の対象を都道府県単位から応援受援の都道府県に拡充し、新たな研修を実施します。

④ 防災スペシャリスト養成eラーニング【7百万円】

自治体の職員が常時・短時間で災害対応業務の基礎知識を習得する「eラーニング」を運用します。

期待される効果

○ 各地域において、防災人材が育成され、地域の災害対応力の強化が図られるとともに、国の職員の災害意識醸成が図られ、大規模災害時の災害対応への備えが図られます。

<デジタル庁一括計上>

防災スペシャリスト養成支援システムの整備・運用

令和8年度概算要求額 16百万円

(令和7年度予算額 25百万円)

維持的整備

政策統括官(防災担当)
(訓練・人材育成担当)

要求内容

【要求内容、要求の背景、目的等】

内閣府では、「危機事態に迅速・的確に対応できる人」「国・地方のネットワークを形成できる人」を人物像とした防災スペシャリストの養成を行っている。そのうちの「有明の丘研修」は、防災全般を対象とした全10コースからなり、コーディネーター（有識者）の監督の下、最新の防災施策等を反映している。

昨今の災害の頻発化・激甚化・多様化に加え、社会・産業の高度化やデジタル化などに伴い、防災行政は広範かつ複雑化し、自治体職員は分野横断的な知識と業務の対応が求められる。そのため、最新かつ体系的な、質の高い防災研修の必要性が増加する一方、「研修指導要領・標準テキスト」※1の更新にかかる作業は膨大化し、事務局や有識者による属人的な対応では、継続が困難な状況となりつつある。

※1:講師向けの指導基準及び標準的な研修テキスト

そこで、最新の施策や社会情勢・ニーズ等を踏まえた研修内容の充実に向け、AIやRPA※2等の情報処理技術を用いた、教材の効率的な更新を支援する「支援システム2.0」(R7)をさらに改良し、「支援システム3.0」の作成費用として、16百万円を要求する。

※2: Robotic Process Automation (RPA)による業務自動化

【必要性、緊急性、効果】

「防災分野における個人情報取扱いに関する指針」の策定や、南海トラフ地震及び首都直下地震の基本計画の見直しなど、最新の防災施策に適時適切に対応した防災研修とするため、高頻度かつ広範に教材を更新する体制の整備が喫緊の課題である。システム整備により、教材の更新体制を強化し、研修の質の向上を図るとともに、更新作業の負担を軽減し、働き方改革にも資するため、職員はより価値創造的な業務に注力できるようになる。

投資対効果

費用削減効果16百万円 (整備経費に対し17.6%)

資金の流れ

国 → 情報処理業務庁費

委託

システム開発事業者

事業イメージ、具体例

情報源

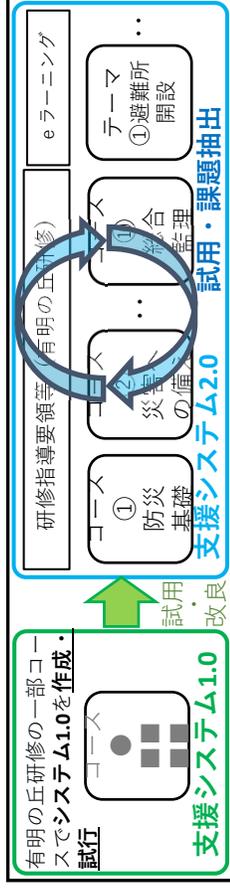
防災基本計画 災害対策基本法 中央防災会議 訓練大綱
省庁通知 マニュアル ガイドライン 地域防災計画
災害検証報告書 論文 など

インターネット経由 (RPA)

システム化対象範囲

(データ取得・変換：最新情報を取得)

防災スペシャリスト養成支援システム



(データ解析・配信：要更新箇所を抽出)

講座・教材等の更新箇所を提案

事務局・有識者による検討【内容精査・検討】

研修指導要領・標準テキストを最新に更新

コンテンツを最新に更新

研修

(データ利用)

国 (内閣府)

有明の丘

研修

地方公共団体
都道府県
市区町村

eラーニング

国 (内閣府)
災害対応
eラーニング

総合防災訓練大綱に基づく総合防災訓練に係る経費 ①

令和8年度概算要求額 123百万円 (うち要望額 21百万円)

(令和7年度予算額 105百万円)

政策統括官 (防災担当)
(訓練・人材育成担当)

事業概要・目的・必要性

[事業年度：平成26年度～終了年度未定]

- 災害発生時には防災関係機関が一体となって対応する必要があるが、かつ、平時の訓練がなければ、実際の発災時の業務遂行は不可能です。
- そのため、災害対策基本法や、防災基本計画等においては、訓練の実施が定められています。
- それらを踏まえて、総合防災訓練大綱に位置づけられた各種訓練を実施することで、
 - ・ 各機関の機能確認と実効性の検証
 - ・ 平時からの各機関等相互の連携強化
 - ・ 防災計画等の課題発見や継続的な改善
 - ・ 住民の防災意識・知識の向上
 - ・ 各機関や民間の日常的な取組の検証を図ることを目的とします。

事業イメージ・内容

- ① 「防災の日」総合防災訓練等【1百万円】
官邸での政府本部の運営や政府現地調査の訓練をします。
- ② 緊急災害対策本部事務局運営訓練【8百万円】
本部事務局の業務の習熟や各機関の連携について訓練します。
- ③ 緊急災害現地对策本部運営訓練【41百万円】
現对本部の業務の習熟や自治体等との連携について訓練します。
- ④ 都道府県災害対策本部との連携訓練【41百万円】
能登半島地震の教訓を踏まえて、国と自治体との連携を強化し、被災状況の把握や市町村支援など災害対応力の向上を図るため、国と都道府県の災对本部との連携訓練を実施します。
- ⑤ 自然災害対処能力の向上に資する訓練等の充実【11百万円】
感染症対策やデジタル技術の活用などに対応した訓練、研修を充実させ、国と自治体間で訓練情報を共有し、経験値・イメージの共通化を図ります。
- ⑥ 国の地方公共団体への先手支援に向けた訓練【21百万円】(新規)
改正災害対策基本法に規定する、国の機関が都道府県からの要請を待つことなく支援を実施する訓練を実施することにより、内閣府の司令塔機能の強化と地域防災力の向上を図ります。

資金の流れ

災害関係調査費等

国

民間事業者等

期待される効果

- 多数かつ多様な主体が参加する訓練を実施することで、課題の抽出・改善、防災関係機関の連携強化により、災害対応力・防災意識の向上が期待されます。

(次ページに続く)

総合防災訓練大綱に基づく総合防災訓練に係る経費 ②

令和8年度概算要求額 120百万円【うち要望額 20百万円】

(令和7年度予算額 99百万円)

政策統括官（防災担当）
(訓練・人材育成担当)

事業概要・目的・必要性

[事業年度：平成26年度～終了年度未定]

○ 災害発生時には防災関係機関が一体となって対応する必要があるが、かつ、平時の訓練がなければ、実際の発災時の業務遂行は不可能です。

○ そのため、災害対策基本法や、防災基本計画等においては、訓練の実施が定められています。

150 それらを踏まえて、総合防災訓練大綱に位置づけられた各種訓練を実施することで、

- ・ 各機関の機能確認と実効性の検証
- ・ 平時からの各機関等相互の連携強化
- ・ 防災計画等の課題発見や継続的な改善
- ・ 住民の防災意識・知識の向上
- ・ 各機関や民間の日常的な取組の検証

を図ることを目的とします。

事業イメージ・内容

⑦ 地震・津波防災訓練【70百万円】（拡充）

地域住民等が参加した避難行動等の訓練とともに、地域の災害リスクや発災時の行動等を考えるワークショップを開催し、人的被害の低減と災害対応力の向上を図ります。

また、令和7年7月に発生したカムチャッカ半島付近の地震に伴い発表された津波警報を受けた大規模・長時間の避難での課題を踏まえ、高台や避難ビル等の一次避難場所における避難状況の把握、避難住民の安全を確保し、二次避難場所に円滑に避難誘導するなどの訓練を実施し、人命・人権を最優先した防災対応を図ります。

⑧ 孤立集落防災訓練【50百万円】

災害時に交通・通信等が途絶して孤立することが想定される地域において、状況把握や適切かつ迅速な支援等の訓練を実施することにより、各地域における災害対応力の向上を図ります。

資金の流れ

災害関係調査費等

国

民間事業者等

期待される効果

○ 多数かつ多様な主体が参加する訓練を実施することで、課題の抽出・改善、防災関係機関の連携強化により、災害対応力・防災意識の向上が期待されます。

実践的な防災行動定着に向けた国民運動の推進

令和8年度概算要求額 273百万円(うち要望額 101百万円)
(令和7年度予算額 191百万円)

政策統括官(防災担当)
(普及・防災教育・NPOボランティア連携担当)

事業概要・目的・必要性

[事業年度：平成26年度～終了年度未定]

近年、大規模災害の発生が懸念されているなか、台風、豪雨、地震等への防災・減災を図るためには、国民の防災意識の向上、防災知識の普及及び防災関係機関、学校、公民館、地元企業をはじめ、地域住民を含めた防災体制の整備が極めて重要です。そのため、国民一人ひとりに災害を自分事として捉え、身の回りの災害リスクや災害時に取るべき行動への理解を促す「防災推進国民大会」や「津波防災の日イベント」、「火山防災の日イベント」の開催、防災の担い手の発掘と育成、好事例の相互間の水平展開等が可能な「総合ポータルサイト」の運営などにより、全国の防災活動の底上げを図ります。

また、地域の自助・共助を向上するため、地域住民等が地域の災害リスクに基づいて作成する地区防災計画の取組を推進します。さらに防災意識の向上を図る「防災ポスターコンクール」や団体・個人が取り組む優良な防災教育の横展開を図る「防災教育チャレンジプラン」を実施するとともに、令和8年度に予定される「防災庁」設置を見据え、「本気の事前防災」の観点から、令和7年6月に公表された「防災庁設置準備アドバイザー会議報告書」等を踏まえ、幼児期から義務教育期にかけて、本格的な防災教育を関係省庁とも連携して実行するなど、国民一人ひとりの行動変容を促す教育・啓発施策を推進します。

資金の流れ

災害関係調査費



民間事業者等



事業イメージ・具体例

実践的な防災行動推のための取組

○国民運動の推進 → 国民の防災意識の向上

- ◆ 防災推進国民大会(ぼうさいこくたい)：行政、学術界、民間企業等の様々な主体が防災活動を全国規模で発表
- ◆ 津波防災、火山防災に係る普及啓発：津波防災の日(11月5日)、火山防災の日(8月26日)イベント等を通して国民の防災意識の底上げを図る
- ◆ TEAM防災ジャパン：防災の担い手の発掘や防災の好事例を紹介できるポータルサイトの運営 など

○地区防災計画の作成促進 → 地域の自助・共助の強化

- ◆ 地区防災計画の取組状況調査：自治体等に対して取組状況を確認、優良事例の発掘・横展開
- ◆ 作成支援者の育成に向けた取組：地区の防災計画作成者や作成を支援する自治体職員に対する研修、育成・支援

○防災教育の推進 → 主にご子どもたちが災害から生命を守る能力を身に付ける

- ◆ 防災教育チャレンジプラン：防災教育の取組プランを募集、支援し、優良事例を横展開
- ◆ 国民(特に若年者)の行動変容を促す新たな普及コンテンツ整備・発信：新たな普及用動画チャンネルの創設、心理学等多様な専門的知見や過去の具体的な教訓を踏まえたコンテンツの整備、防災に造詣のある有名人を活用した広報 など

防災力の高い社会の構築

期待される効果

- 国民に対する防災知識の普及啓発をきめ細かく行うことにより、その効果が各界各層に浸透、国民の防災活動への自発的・積極的な参加が促進され、地域の防災力が高まり、災害の未然予防及び災害被害の軽減が可能となります。

官民連携による被災者支援体制整備等

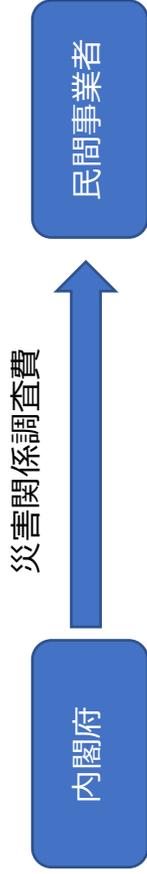
令和8年度概算要求額 692百万円【うち要望額475百万円】
(令和7年度予算額 315百万円)

政策統括官（防災担当）
(普及・防災教育・
NPOボランティア連携担当)

事業概要・目的

- 大規模災害に際しては、膨大な災害対応の業務が発生するが、超高齢社会における被災者の支援では、被災地のニーズを的確に把握し、もれやムラのない支援につなげることは行政だけでは難しく、災害NPO・ボランティアの自発的な取り組みとの連携が不可欠である。
- このためには、平時から、官民連携体制の構築と、ボランティアを含む人材の育成が必要である。
- これを背景に、災害対策基本法の改正により被災者援護協力団体登録制度が創設され、令和7年7月から同制度が施行された。また、第1次国土強靱化実施中期計画（令和7年6月6日閣議決定）では、発災時における民間・NPO・ボランティア等の活動環境の整備の必要性が明記されている。
- これらの施策を実行するため、都道府県域の災害中間支援組織を立上げ、民間の被災者の支援団体の情報をデータベース化し、災害中間支援組織を核とした官民連携ネットワークを構築する。この体制を支える人材を育成するため、「避難生活支援・防災人材育成工コシステム」を構築するとともに、被災者支援団体への活動経費を一部助成することにより、支援団体の裾野を広げる。

資金の流れ



事業イメージ・具体例

- **(1) 都道府県域における官民連携体制の整備**
 - 第1次国土強靱化実施中期計画における、令和12年度までに都道府県域における災害中間支援組織の設置率を100%とする目標の達成のため、過年度の体制強化モデル事業の成果を活用し、災害中間支援組織の立ち上げを支援する。
- **(2) 防災・減災、国土強靱化新時代の実現に向けた「避難生活支援・防災人材育成工コシステム」の構築**
 - 同計画における、全国の市区町村（1741自治体）の地域ボランティア人材育成研修等の開催完了率を、令和12年度までに50%、令和17年度までに100%とする目標の達成のため、避難生活支援のノウハウを習得するための研修を実施する。
- **(3) 災害対策への民間主体参画、官民連携ネットワークの構築**
 - 団体登録制度を運用して被災者支援を担う団体と人材のデータベースを整備し、平時から地方自治体と災害中間支援組織に情報を集め、発災時にこれを核として官民のネットワークを構築する。
- **(4) 被災者支援団体への活動経費補助事業**
 - 長期化する被災者支援を支え、活動の裾野を広げるため、自治体等と連携するNPO等の被災者支援活動の経費を一部補助する。

期待される効果

- 平時からの官民連携体制が構築・強化されることで、発災時には円滑・効果的できめ細やかな被災者支援が実施され、災害被害の軽減が可能となる。

災害時応援協定システムの整備

令和8年度概算要求額 44百万円【うち要望額 4百万円】

(令和7年度予算額 44百万円)

政策的統括官 (防災担当)
NPOボランティア連携担当

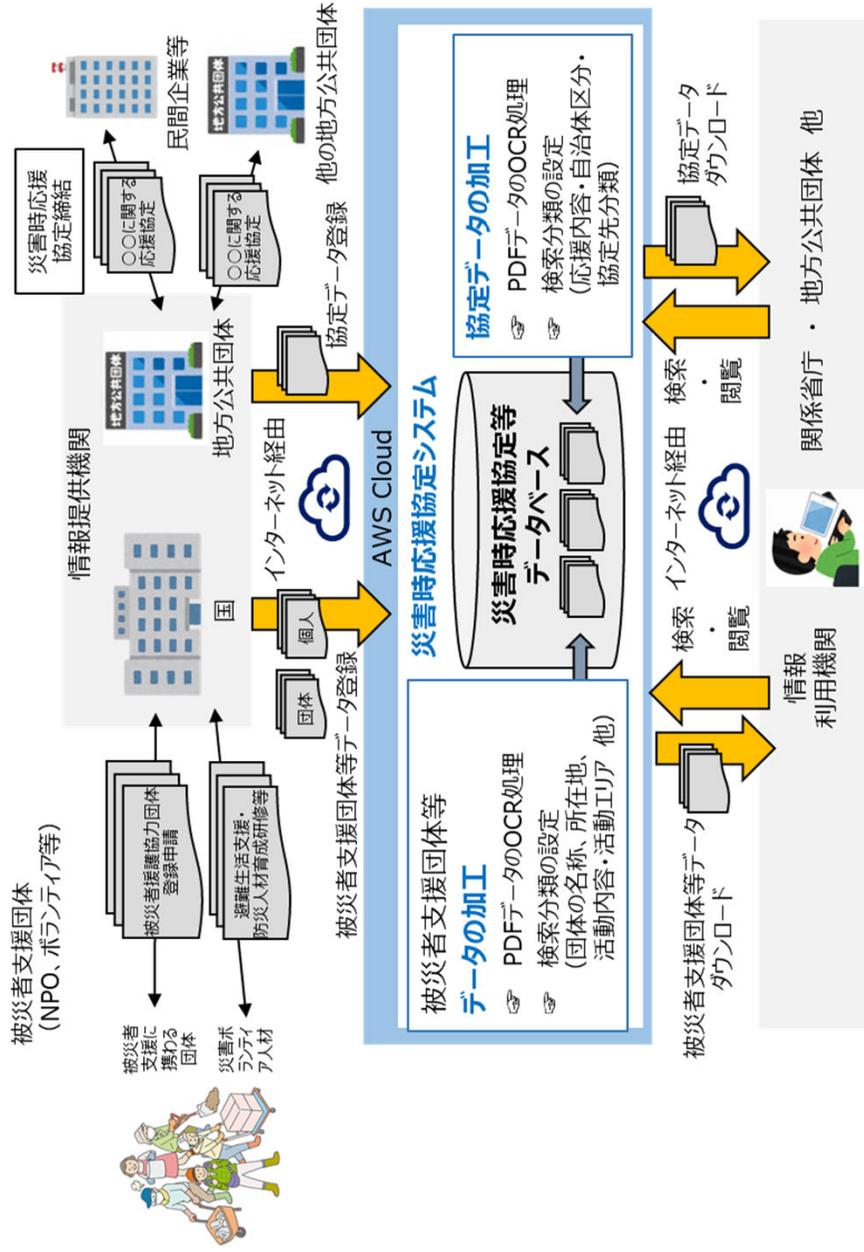
維持的整備

要求内容

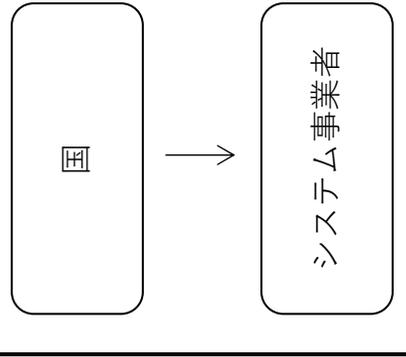
今後懸念される大規模災害への対応や、高齢化・仮想化を背景に求められる公助の範囲が質・量ともに拡大する傾向にある中、効率的・効果的な支援を実施していくためには積極的にこれらの団体と連携していくのみならず、積極的に被災者支援に参画できる環境を整備することが必要である。そのため、被災者支援を担うNPO等の団体情報を登録し、国でデータベース化し、管理すること、災害時により円滑かつ効果的な官民連携が行われる体制整備を図る。

事業イメージ、具体例

被災者支援団体
(NPO、災害ボランティア団体)



資金の流れ



防災技術の研究開発の推進

令和8年度概算要求額
(新規)

50百万円【要望額】

政策統括官（防災担当）
（政策調整担当）

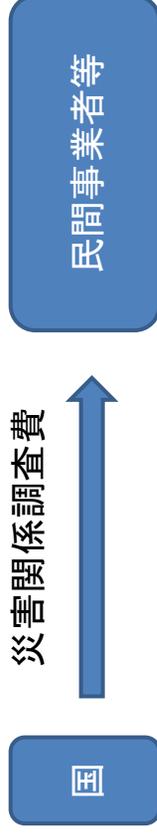
事業概要・目的

○ 今後発生が懸念される南海トラフ地震や、首都直下地震等の大規模災害から国民の生命を守り抜くために、常に最先端の技術動向を見据えて、防災政策の企画・立案を行い、災害対応において最先端技術を徹底的に活用する必要があります。

- そのため、
 - ・ 民間企業、研究機関、各府省庁等による防災技術の研究開発状況
 - ・ 防災政策に活用しうる技術シーズ
 - ・ 災害対策における技術ニーズについて分野横断的に調査・把握し、研究開発・社会実装を推進すべき技術テーマを整理・公表します。

これにより、テーマに即した防災技術の研究開発の重点的・実効的な支援につなげ、我が国の事前防災や災害対応の高度化を図ります。

資金の流れ



事業イメージ・具体例

- 研究開発状況・技術シーズ調査
民間企業等へのヒアリングなどを通じて、防災に関する研究開発の動向を把握し、防災政策に活用しうる技術シーズを調査します。
- 災害対策におけるニーズ調査
自治体等へのヒアリング等を通じて、防災技術に関するニーズを調査します。
- 技術テーマの整理・公表
調査結果を踏まえ、防災に関して研究開発・社会実装を推進すべき技術テーマを整理・公表することで、テーマに即した防災技術の研究開発の重点的・実効的な支援につなげます。

期待される効果

- 防災技術の研究開発・社会実装を推進することで、事前防災や災害対応の高度化を図ります。

事前防災対策総合推進費

令和8年度概算要求額 1,700百万円
(令和7年度予算額 1,700百万円)

政策統括官 (防災担当)
参事官 (政策調整担当)

事業概要・目的

○ 令和8年度の防災庁の設置を見据え、政府における災害対応の円滑な総合調整、司令塔機能の強化に向け、特に事前防災対策について、

- (1) 防災技術開発
- (2) 各府省庁・他分野等の連携強化
- (3) 地域防災力の向上

を推進する必要があります。

○ そのため、事前防災対策総合推進費を内閣府防災に計上し、

- ・ 事前防災に係る重点的な課題や連携事業についての施策提案を各府省庁から募集
 - ・ 各府省庁に予算を移し替え、対象施策を実施
- することで、災害対策の総合的な推進を図ります。

事業イメージ・具体例

○ 対象事業

(1) 防災技術開発

内閣府から示す技術テーマについての研究開発等を支援
例) 線状降水帯の予測精度向上、AI活用等

(2) 各府省庁・他分野等の連携強化

関係省庁・地方自治体・民間団体等が連携した取組を支援
例) スポーツを通じた防災教育等

(3) 地域防災力の向上

自治体・民間等の連携による地域防災力向上の取組を支援
例) コミュニティ防災教育等

(4) その他

法改正や発災により生じた新たな課題への対応等を支援

資金の流れ



期待される効果

○ 防災庁による円滑な総合調整や司令塔機能の実効性を担保し、災害対策の総合的な推進を図ります。

防災情報システムの効果的な利活用促進業務

令和8年度概算要求額 548百万円【うち要望額 330百万円】

政策統括官（防災担当）
（防災デジタル・物資支援担当）

（令和7年度予算額 218百万円）

事業概要・目的

○防災情報システムを活用した効果的な災害対応の実現に向けて、関係省庁・都道府県等を対象としたシステム研修・訓練を行い、システム利活用の意義・有用性を啓発するとともに、利用者の操作習熟を図る。

○令和7年度に運用を開始した「新物資システム（B-PLo）」について、①同システムの基本操作を習得するための研修、②同システムを活用した各地域の関係者参加型の実践的な現地訓練を実施することにより、災害時の迅速かつ確実な物資支援体制を整備する。

○新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の更なる利活用促進に向けて、具体的な災害対応業務に即してシステムの活用方法を整理した運用指針の研修を通じて普及、多様な災害種別に対応した机上演習（TTX）等の実践的な訓練の普及促進を図る。（TTX：Table Top Exercise の略）

○特に広域災害発生時に大量に発生する情報集約業務の支援に迅速に対応できる体制を整備するために、ISUT（災害時情報集約支援チーム）が行う地図作成業務の体制強化を推進する。（ISUT：Information Support Team の略）

資金の流れ

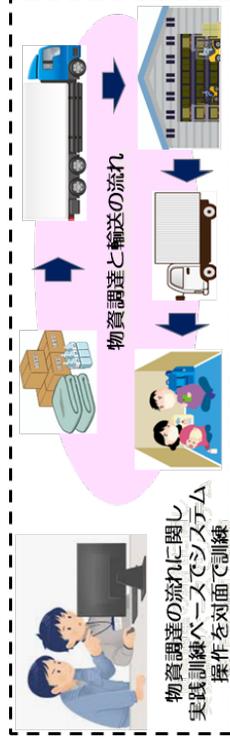
国

災害関係調査費

民間事業者等

事業イメージ・具体例

○新物資システム（B-PLo）に係る基本操作研修や実践的な現地訓練の方針の作成・運営を行う。



○新総合防災情報システムの活用方法を整理した運用指針や、机上演習（TTX）等の実践的な訓練が全国的に普及するよう研修等の普及促進活動を行う。

○南海トラフ地震等の広域災害に対応しうるISUTの体制強化を図るため、ISUTが行う地図作成業務を担う民間事業者との協力体制の拡充を推進する。



期待される効果

○防災情報システムの利活用を促進することにより、災害対応機関による効果的な災害対応を実現する。

広域連携を含めた新たな被災者支援システムの構築に向けた調査業務

令和8年度概算要求額 612百万円【要望額】

(新規)

政策統括官（防災担当）
（防災デジタル・物資支援担当、避難支援担当、被災者生活再建担当）

事業概要・目的

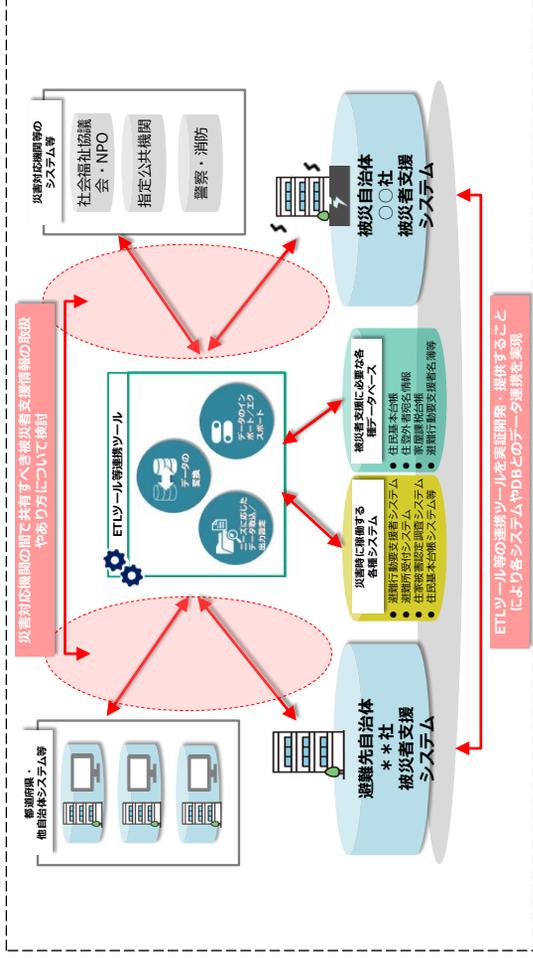
○令和6年能登半島地震において行政区域を跨ぐ広域避難者の把握が課題となったことを踏まえ、自治体間で被災者情報等を共有できる環境整備が喫緊の課題。

○現状、官民の多様な被災者支援システムが普及する中で、自治体毎に異なる被災者支援システムが導入され、システム間で情報連携・共有が困難な場合が生じており、広域避難者の把握の妨げとなっている状況。

○このため、官民の多様な被災者支援システム間の相互連携に必要な実証を行うとともに、相互連携にあたり必要となる情報項目や留意事項等の整理に係る調査を実施。

事業イメージ・具体例

○官民の多様な被災者支援システム間の相互連携に必要なETLツール（複数のシステム間でデータの連携等に必要なデータ処理を行うツール）等を活用した実証調査を行うとともに、自治体等と連携した被災者支援版ETI（災害対応基本共有情報）の検討や、被災者情報の取扱い等、相互情報連携に必要な留意事項をまとめた「指針」の作成に係る調査を実施する。



資金の流れ

国

災害関係調査費

民間事業者等

期待される効果

○官民の多様な被災者支援システムの相互連携機能を実装し、システム相互の円滑な情報連携を実現するとともに、情報連携に係る留意事項をまとめた指針の普及により、迅速かつきめ細やかな被災者支援を実現する後押しとなることが期待される。

「鳥の目プロジェクト」事業

令和8年度概算要求額 120百万円【要望額】
(新規)

政策統括官（防災担当）
(災害緊急事態対処担当)

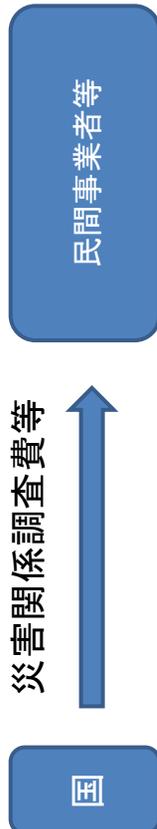
事業概要・目的

○【司令塔機能の強化】

防災庁設置に向け、災害対応の更なる高度化を図るため、災害発生時には、速やかに官民が所有する人工衛星、航空機、ドローン等のあらゆる手段をマルチモーダルに用いて被害の全体像を把握し、「防災デジタルプラットフォーム」を活用して関係機関に共有する仕組み（組織体制やプロダクト）を構築します。



資金の流れ

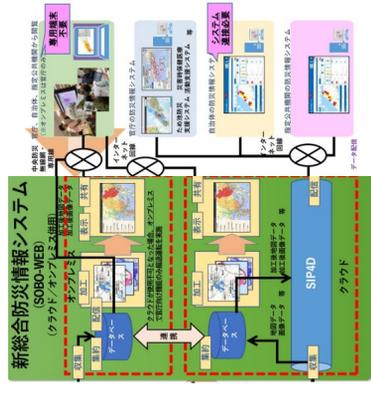


事業イメージ・具体例

1 作業項目

- (1) 作業計画、管理
- (2) 災害画像活用ニーズ、シーズ調査及び将来像のパターン整理
- (3) SOBO-WEBへのデータ提供における制度検討
- (4) 災害画像提供・活用に関するガイドラインの作成
- (5) 実現可能な将来像に関するPoC実施支援
- (6) 提供画像の平時利用に関する検討
- (7) 「鳥の目プロジェクト」ロードマップ作製
- (8) 報告書とりまとめ（問合せ対応・助言）

2 事業イメージ



期待される効果

- 的確な災害対応に必要な情報の収集・集約・共有により、速やかな被害の全体像把握や被災者・要救助者の発見、各機関の災害対応に係る意思決定支援等に寄与します。
- 防災庁に期待されている「各種災害対応策を最大限に発動するための司令塔機能」が強化されます。

防災分野のデータ流通促進・高度化等に向けた調査検討業務

令和8年度概算要求額

170百万円【要望額】
(新規)

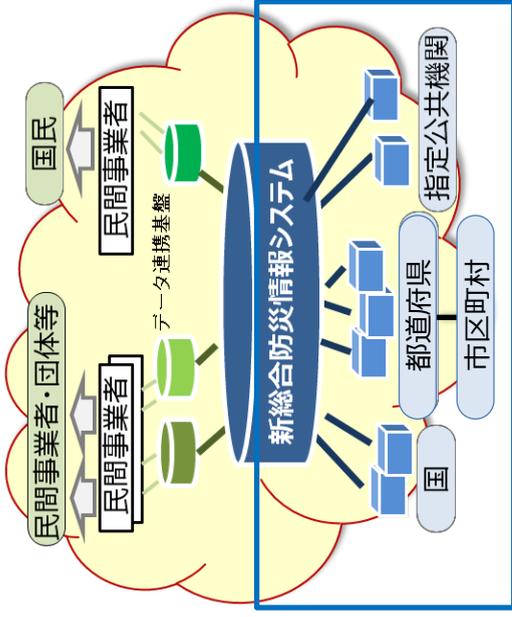
政策統括官（防災担当）
(防災デジタル・物資支援担当)

事業概要・目的

- 内閣府では、これまで災害対応機関（省庁、地方自治体、指定公共機関）によるデータ連携の共有ルールを検討整理するとともに、防災分野のデータ連携のためのプラットフォームの中核となる新総合防災情報システム（SOBO-WEB）を開発し、令和6年度より運用を開始している。
- 新総合防災情報システム（SOBO-WEB）を中核とした災害対応機関間のデータ流通を促進するため、特に地方公共団体における効率的な情報集約のためのデータ連携ルールの検討を行う。
- 新総合防災情報システム（SOBO-WEB）に集約される情報を最大限に活用し、災害対応機関（特に府省庁）の災害対応業務におけるデータ活用を更なる促進に向けて、運用ルール等の検討を行う。

事業イメージ・具体例

- 災害対応機関（特に都道府県及び市町村間）のデータ流通の更なる促進に向けて、災害対応基本共有情報（EEI）の普及を含めたデータ連携ルール等の検討を行う。
- 各省庁の災害対応業務におけるデータ活用を促進するため、EEIに定義されていないもの各省庁の災害対応業務において必須となるような情報の明確化及び情報収集ルール等の検討を実施する。



資金の流れ

災害関係調査費

民間事業者等

国

期待される効果

- データ連携のための仕組みやルール等を整備することにより、防災分野の各種データの流通が促進され、災害対応機関の応急対策や、地方自治体による被災者支援、国民等への情報提供などが高度化されることが期待される。

プッシュ型支援における物資輸送等に関する実証調査事業

令和8年度概算要求額 196百万円【要望額】

(新規)

政策統括官（防災担当）
（防災デジタル・物資支援担当）

事業概要・目的・必要性

○大規模災害発生時に、被災自治体が被災者のニーズの把握や物資の要請を行うことが困難な場合に、国において、被災地からの要請がなくても、必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送する「プッシュ型支援」を行うこととしている。

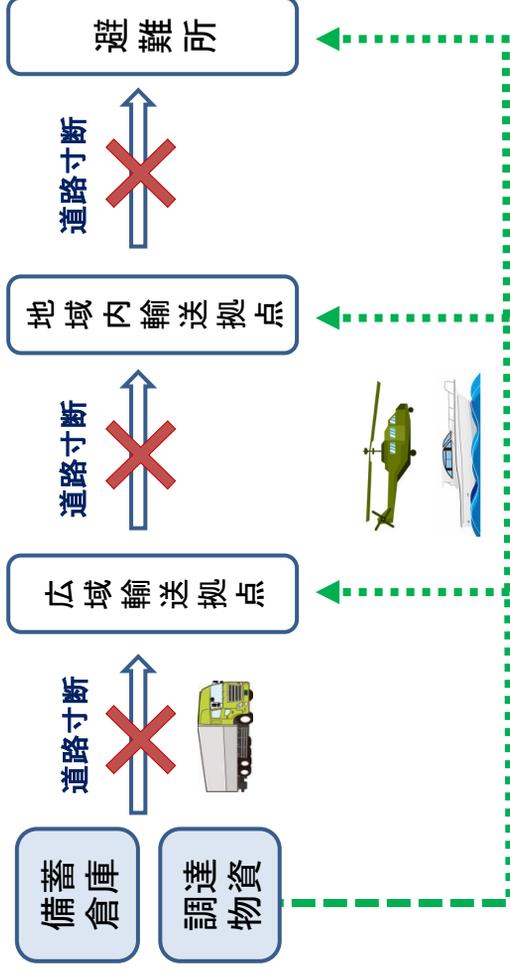
○一方で、能登半島地震においては、被災地までの陸路が絶たれ、プッシュ型支援の物資輸送が困難となるケースが見られたほか、プッシュ型支援の終了後の資機材の回収においても輸送面の課題が見られた。

○こうした課題に対応していくため、海路・空路等の他の輸送手段の活用や、発災時の輸送から支援終了後の回収時までの一連の輸送体制の整備を進めることが必要。

○海路・空路等の陸上以外の輸送手段を含め、物資の保管・搬出・輸送までの一連の流れについて、実証実験を行い、結果を展開していくことにより、迅速な被災者支援を実現することを目的とする。

事業イメージ・具体例

○現在、国・自治体において備蓄している災害用物資について、海路・空路等の陸上以外の輸送手段も活用して、物資の保管から搬出・輸送までを円滑に行う体制・手法について検討する。併せて、プッシュ型支援終了後の資機材等の回収まで含めた安定的な輸送体制の構築についても検討の上、これらを踏まえた実証実験を行う。



迅速・確実に代替輸送

期待される効果

○海路・空路等の輸送手段を含めた輸送体制の整備を進めることにより、大規模災害時に陸路での輸送が困難な状況においても、避難所等への迅速かつ確実な物資支援が可能となる。

資金の流れ

民間事業者等

災害関係調査費

国

自治体備蓄促進に向けた検討業務

令和8年度概算要求額 139百万円【要望額】
(新規)

政策統括官（防災担当）
(防災デジタル・物資支援担当)

事業概要・目的・必要性

- 令和7年6月4日に公布された災害対策基本法第49条第2項により、地方公共団体には災害用備蓄物資の状況を年1回公表することが義務付けられ、備蓄計画の透明性と説明責任が一層求められている。
- 法改正時点では内閣府によりプッシュ型支援で現地向へ輸送する基本8品目について「必要量の算出式」が示されているものの、基本8品目以外で備蓄すべき品目や数量に関する明確な指針は存在していない。
- 地方公共団体における災害用備蓄物資の備蓄促進に向けて、備蓄及び管理等に関する国の方針等の整理・検討を行う。

事業イメージ・具体例

○地方公共団体における災害用物資備蓄に関する検討項目として、「品目」「数量」の2項目を中心に優先度合いについても検討を進め、指針として整理する。

品目：災害時に必要とされる物資について、過去の災害における物資支援の実績を踏まえ、備蓄すべき物資のリストアップを行う。

数量：人口規模、想定避難者数等の要素を加味した数量算定モデルを設計する。
品目ごとに適切な備蓄数量を設定する。

○検討結果を基に、災害用備蓄物資の備蓄推進に向けた施策を検討する。

資金の流れ

災害関係調査費

国

民間事業者等

期待される効果

○地方公共団体が大規模災害に必要な備蓄数量を把握し備蓄目標として設定することで、数量の可視化と備蓄計画の透明化が進み、備蓄体制の強化につながる。

防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム

令和8年度概算要求額 31百万円 (うち要望額 21百万円)

(令和7年度予算額 10百万円)

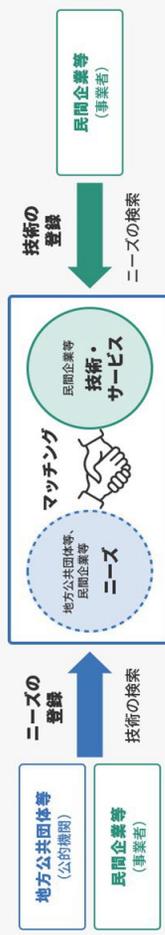
政策統括官 (防災担当)
(防災計画担当)

事業概要・目的

- 近年、激甚化、頻発化する災害に対して、より効果的・効率的に対応していくためには、デジタル技術をはじめとする民間が持つ先進技術を防災分野で積極的に活用することが重要です。
- 一方で、多くの地方公共団体においては、防災に関する先進技術に知見を持つ事業者に幅広くアクセスしづらい状況にあることから、「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム」(防テクPF)を設置し、サイト・セミナーを通じて地方公共団体等のニーズと民間企業等が持つ先進技術とのマッチングを支援しています。

防災×テクノロジー

官民連携プラットフォーム



○さらに、防災産業育成及びレジリエントな社会の実現に向けて、地方公共団体に加え、企業の防災力・事業継続力強化に資する先進技術導入を促進するため、企業間マッチングを図る必要があります。

資金の流れ



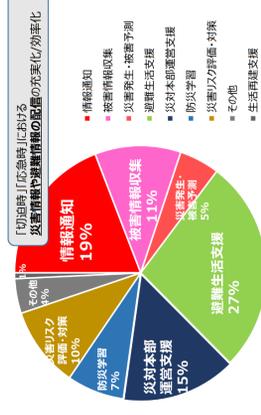
期待される効果

○災害対応における先進技術の活用が促進され、社会全体での災害対応の迅速化・効率化、レジリエンス強化につながり、防災産業の育成も図られます。

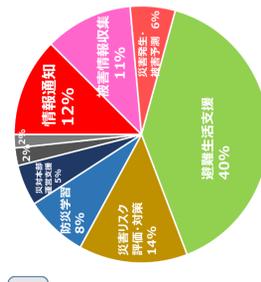
事業イメージ・具体例

- 地方公共団体等の先進技術導入のための環境整備を進めながら、ニーズと先進技術とのマッチングを促進します。
- ・マッチングセミナー・ピッチの開催や広報活動、マッチングサイトの運営
- ・官民ネットワークや他省庁・団体との連携による横展開

○ニーズの傾向 (R7.4時点)
登録自治体数: 854件 登録ニーズ件数: 136件



○技術・商品・サービスの傾向 (R7.4時点)
登録先数: 1,730団体 登録技術件数: 678件



○企業間マッチングを進めるための新たな取組として、企業の事前防災や事業継続強化に向けたニーズ、企業向けの防災先進技術及び企業間マッチングの課題を把握するための調査を実施します。

防災×テクノロジー-官民連携プラットフォームの保守・運用

令和8年度概算要求額 12百万円【うち要望額 7百万円】

(令和7年度予算額 6百万円)

<デジタル庁一括計上>

運用的経費

政策統括官(防災担当)
(防災計画担当)

要求内容

【要求内容、要求の背景、目的等】

防災×テクノロジー-官民連携プラットフォームは、地方公共団体等の災害対応力向上に向け、地方公共団体等の困りごとや関心事項(ニーズ)と、民間企業等が持つ先進技術のマッチングを促進する事業。この一環として、マッチングに関する機能(ニーズ・技術の検索等)を提供するシステムを有したサイトを運営しています。

【必要性、緊急性、効果】

- 継続的かつ安定したシステム運用を図るため、定期点検及び障害対応の保守体制を確保するために必要となります。
- またシステムの標準化を行い、効果・効率的なサイト運営を行うためのバメントグラウドへの移行を実現するため必要となります。

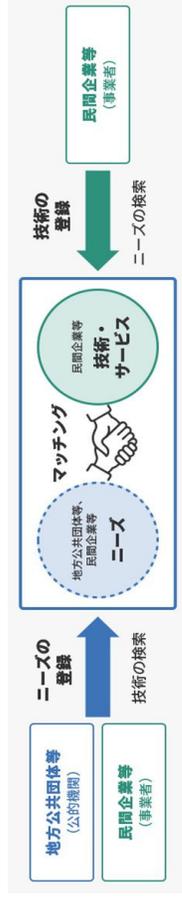
資金の流れ

情報処理業務庁費

国

システム開発事業者

事業イメージ、具体例



マッチングのプラットフォームとして以下のサイトを運用中。

■ログイン前



■ログイン後



新総合防災情報システム (SOBO-WEB) の運用・整備等

令和8年度概算要求額 825百万円【うち要望額 131百万円】

(令和7年度予算額 686百万円)

<デジタル庁一括計上>

政策統括官 (防災担当)
(防災デジタル・物資支援担当)

維持的整備

要求内容

【要求内容、要求の背景、目的等】

総合防災情報システムは、災害対応機関の間で災害情報を迅速に集約・共有する「防災デジタルプラットフォーム」の中核を担うシステムで、災害情報を地理空間情報として共有し、災害発生時に災害対応機関が被災状況等を早期に把握・推計し、迅速・的確な意志決定の支援を目的としている。

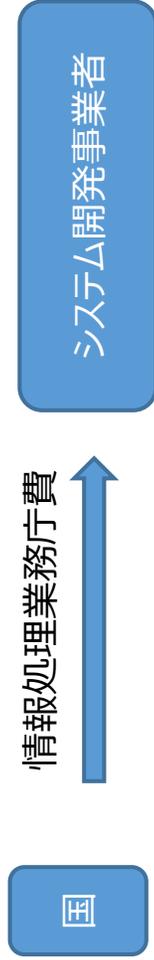
継続的なシステムの安定運用を図るため、保守運用経費を要求する。

なお、総合防災情報システムの更なる利活用に向けて、将来予測技術及びAI等の先端技術を活用した機能拡張等を可及的速やかに実施する必要があることから、緊急的な整備費用の発生を見込んでいます。

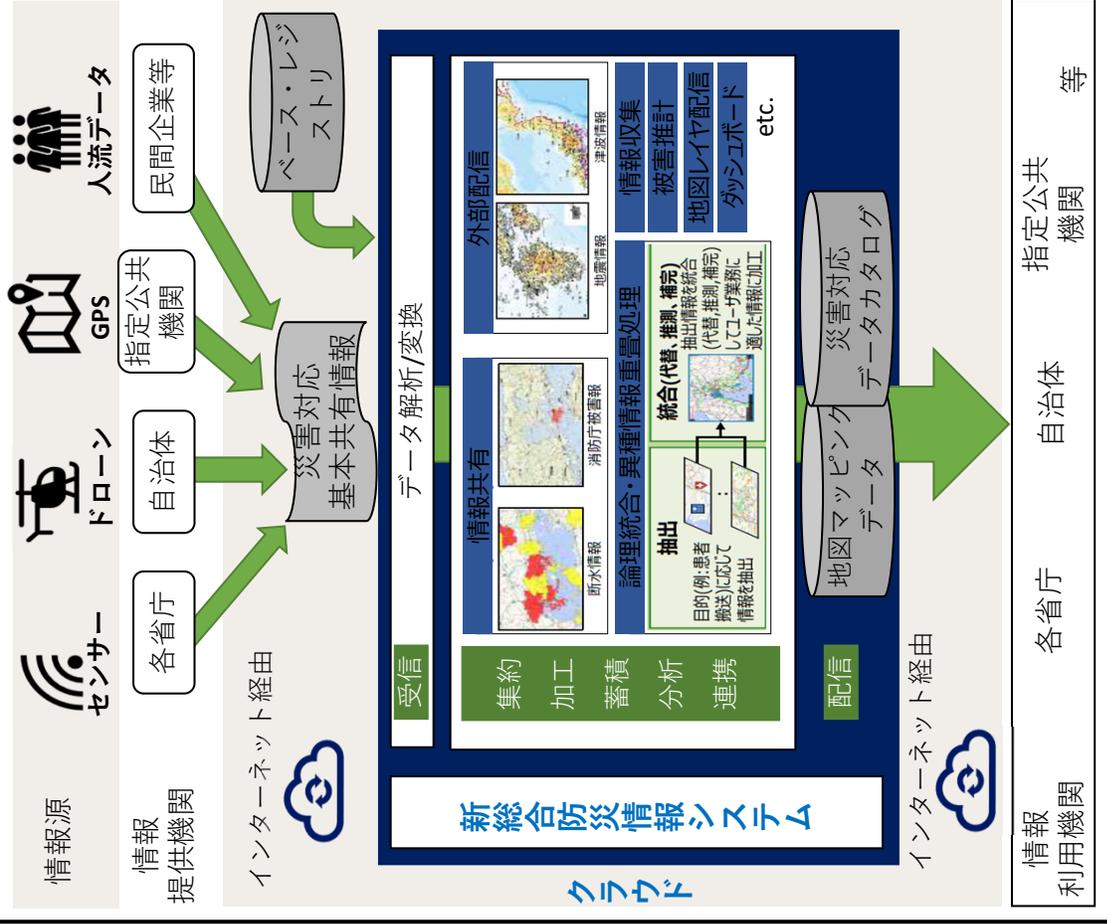
【必要性、緊急性、効果】

災害の発生に備え、24時間365日の継続的なシステムの安定運用を図るため、定期点検及び障害対応の保守体制を確保するために必要となる。

資金の流れ



事業イメージ、具体例



物資調達・輸送調整等支援システム運用・整備等

令和8年度概算要求額 67百万円【うち要望額26百万円】

(令和7年度予算額 53百万円)

政策統括官(防災担当)
(防災デジタル・物資支援担当)

維持的整備

要求内容

【要求内容、要求の背景、目的等】

- ① 本システムは、国と自治体の間で、発災時の物資の調達・輸送等に必要な情報を共有し、調整を効率化することで、迅速かつ円滑な被災者への物資支援を実現するためのものであり、令和7年度から現行システムの運用を開始している。
- ② 災害が発生した際に特に必要となるシステムであるが、発災に備えて各自治体は平時に備蓄物資を本システムに入力する必要があるほか、国及び自治体による防災訓練にも活用されている。
- ③ 令和8年度は、5年国債2年目である現行システムの機能拡張経費及び保守運用に係る費用を要求する。

31

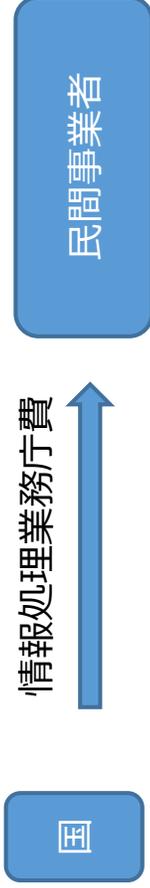
【必要性、緊急性、効果】

被災者への迅速かつ的確な物資供給は、被災者の人命に関わる重要業務であり、同業務を円滑に実施する必要がある。

投資対効果

災害発生時の避難所避難者の生命維持に必要な物資の迅速・確実な調達及び輸送調整に必要なシステムであり、投資対効果として説明できない

資金の流れ



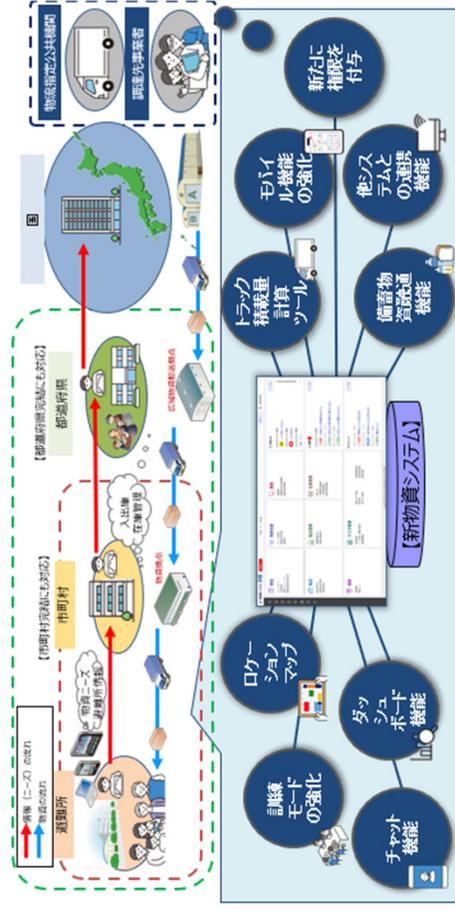
事業イメージ、具体例

①システム保守・運用

⇒災害の発生に備え、24時間365日の継続的な安定運用を図る必要があり、平時からシステム稼働監視、定期点検及び障害対応等の保守・運用体制の確保を実施。

②機能拡張業務

⇒現行システムにて外部システムとの接続に係るインタフェースの検討や、訓練シミュレーション機能の拡充等、利用者がより簡易的に操作でき、習熟が可能となるような機能を強化する。また、令和7年度に実施する実証実験の結果を踏まえ、新技術による情報集約に対応した機能を検討する。



災害時応援協定システムの保守・運用

7 百万円

令和8年度概算要求額
(令和7年度予算額 4 百万円)

運用等経費

政策統括官 (防災担当)
(防災計画担当)

要求内容

【要求内容、要求の背景、目的等】

災害時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行うために本システムを活用し、他団体の協定締結状況に関する情報収集や協定書の原案作成、被災者支援団体等の情報収集等を行い、災害時応援協定の締結促進や災害時のより円滑・効果的な官民連携体制の整備を図る。

【必要性、緊急性、効果】

災害時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行うには、個々の自治体のみでの対応には限界があるため、平常時から国、地方公共団体、企業等との間で協定を締結し、連携強化を進めることが必要である。

また、災害時に行政のマンパワーとスキルだけで十分な被災者支援を担うことは困難であるため、NPO、災害ボランティアが積極的に被災者支援に参画できる環境を構築することが必要である。

これらを踏まえ、地方公共団体における新たな協定の締結の検討や、被災者支援団体等との平時からの「顔の見える」関係づくりに資するよう、地方公共団体が締結した災害時応援協定の内容及び被災支援団体等の情報をデータベース化し、常時検索・閲覧することができるシステムを提供している。

本システムを引き続き安定運用するために、クラウドサーバーのレンタル・保守に係る経費や、登録されたデータを検索・閲覧できるようにするデータ加工処理が継続的に必要となる。

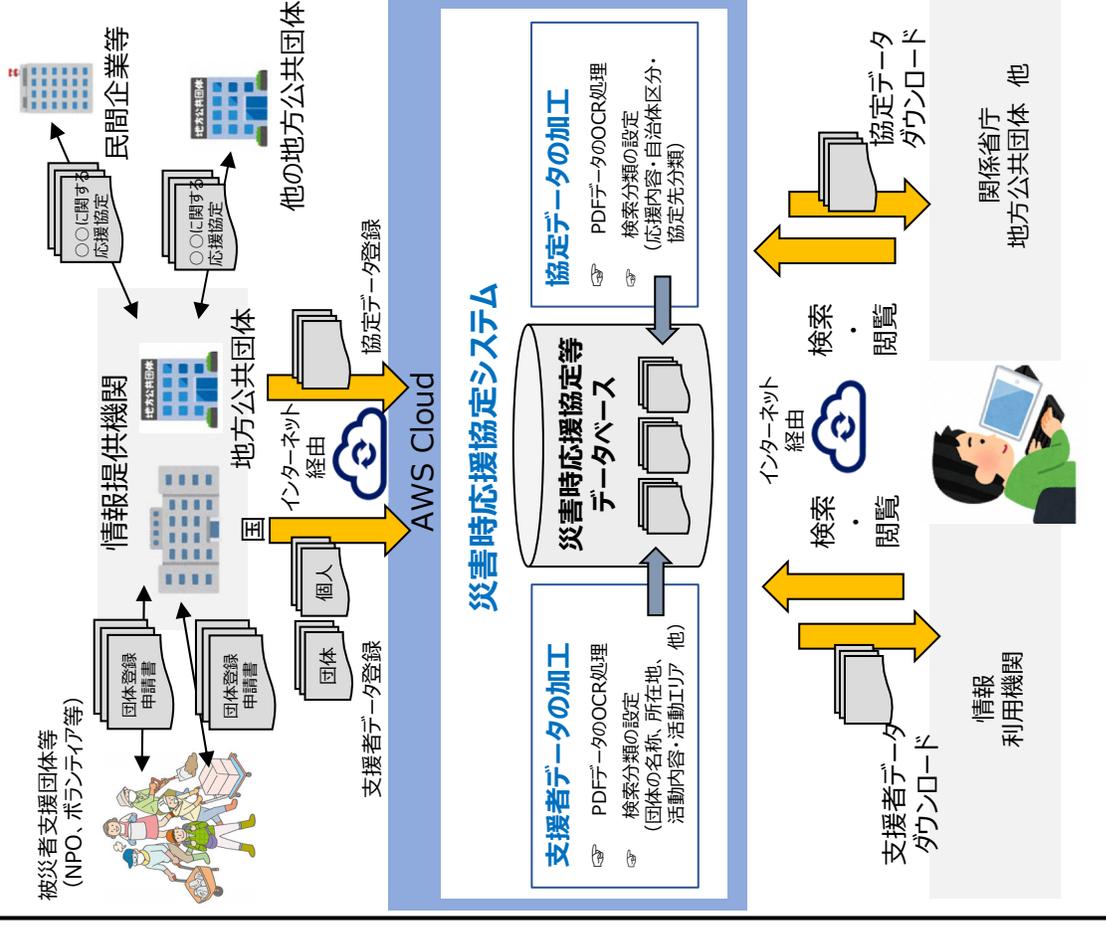
資金の流れ



委託

システム保守
運用事業者

事業イメージ、具体例



プッシュ型支援のより迅速かつ確実な実施に必要な経費

令和8年度概算要求額 2,749百万円
(令和7年度予算額 2,749百万円)

政策統括官 (防災担当)
(防災デジタル・物資支援担当)

事業概要・目的・必要性

○災害時には、地方公共団体が備蓄物資や自ら調達した物資等を被災者に供給することとされているが、被災地での調達が困難な場合には、国において地方公共団体からの要請を待たず、プッシュ型で支援することとしている。

○プッシュ型支援では、被災者の命と生活環境に不可欠な必需品のほか、被災者のニーズに応じた物資支援を実施することとしており、令和6年能登半島地震においては、立川防災合同庁舎における国の備蓄物資の活用を含め、過去最大規模となるプッシュ型支援を実施した。

○大規模災害時のプッシュ型支援のより迅速かつ確実な実施のため、プッシュ型支援に必要な経費の一部をあらかじめ予算化する。

事業イメージ・具体例

○大規模災害時のプッシュ型支援では、基本8品目（食料、毛布、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレレットペーパー、生理用品）を中心に、被災者のニーズに応じた物資を調達・供給することとしている。

○また、全国各地への迅速かつ確実な物資支援を可能とするため、立川防災合同庁舎を含め、全国8地域に、調達に時間を要するため一定の備蓄が必要なものを事前に購入し、分散して備蓄している。

○引き続きプッシュ型支援に必要な経費の一部をあらかじめ予算化することにより、大規模災害時のより迅速かつ確実なプッシュ型支援を実現するとともに、プッシュ型支援で供給した国の備蓄品を迅速に補充し、次なる大規模災害への備えを万全にする。

資金の流れ

災害支援物資供給業務庁費

国

民間事業者等

期待される効果

大規模災害時のプッシュ型支援に必要なとなる経費の一部をあらかじめ予算化することにより、被災地へのより迅速かつ確実なプッシュ型支援を実現する。

プッシュ型支援における内閣府備蓄物資の分散備蓄の充実

令和8年度概算要求額 655百万円【要望額】
(新規)

政策統括官（防災担当）
(防災デジタル・物資支援担当)

事業概要・目的・必要性

○大規模災害発生時に避難所に必要な物資は地方公共団体が調達・備蓄するものであるが、段ボールベッドのようには、避難所開設後直ちに必要となり災害規模によっては需要が急増する一方で、流通や在庫状況が不安定なため市場調達に時間を要する物資も存在する。そのため、国においても一部を備蓄し、プッシュ型支援の更なる円滑化により、発災当初の被災地方公共団体における迅速な被災者支援の一助とする。

○全国どこでも災害が発生しうる状況下、被災地方公共団体を迅速に支援するため、令和7年度までに、全国8地域に拠点を整備し、段ボールベッドやパーティション等の流通や在庫状況が不安定な支援物資を中心に分散備蓄を実施した。

○一方で、これまで以上に迅速な支援を実現し得る体制を整備する必要があることから、追加で分散備蓄拠点を設けるとともに、現在備蓄している物資・資機材についても、避難生活環境の整備や効率的な搬出入を実現するため、品目・数量の充実に努める。

事業イメージ・具体例

○令和7年度までに整備した全国8地域の分散備蓄拠点に加え、新たな分散備蓄拠点を追加的に整備するとともに、既存の備蓄拠点の物資・資機材についても品目・数量の充実に努める。

○備蓄品目については、避難所での生活環境の確保に必須かつ流通量等の条件により自治体での迅速な調達が困難と想定される段ボールベッド、パーティション、簡易トイレ等に加え、熱中症等への対策に必要な冷却房機器、搬出入オパレーションに必要な不可欠な荷捌き用テント・ハンドフォーク等を備蓄する。



段ボールベッドの例



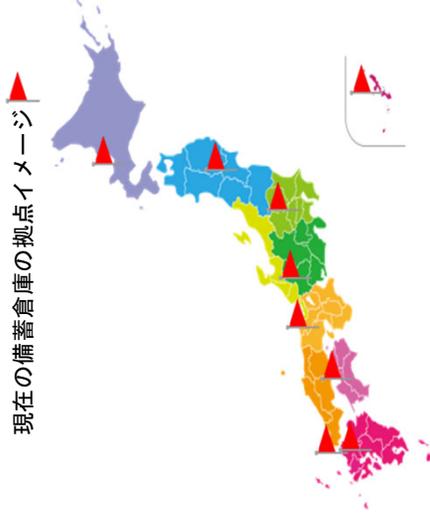
パーティションの例



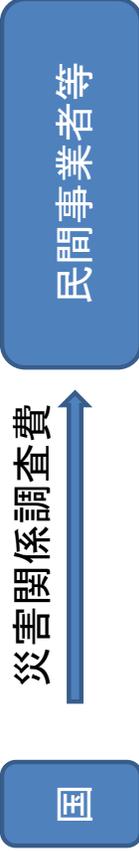
荷捌きテントの例



冷却房機器の例



資金の流れ



期待される効果

○新たに備蓄拠点を整備し、備蓄物資や資機材の充実に努めることで、大規模災害発生時における避難所等への迅速な物資支援が可能となる。

大規模地震発生時における応急対策活動の具体計画策定に係る調査検討

令和8年度概算要求額 24百万円

(令和7年度予算額 24百万円)

政策統括官 (防災担当)
(災害緊急事態対処担当)

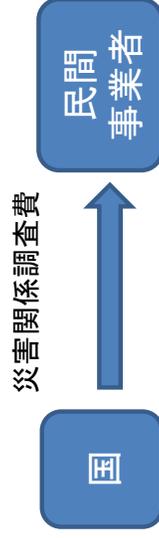
事業概要・目的

○政府では、大規模地震発生時に各防災機関が実施すべき応急対策活動に関する計画を定めています。
○その実効性を向上させるためには、①最新の全国の防災拠点等を調査するとともに、②近年の災害対応から得られた教訓、③減災のための対策、④被害想定が変更された際の影響等について検討する必要があります。これら広範多岐にわたる調査検討を委託する事業です。

事業イメージ・具体例

- 応急対策活動の具体計画策定に係る調査・検討
具体計画について、内容の検証を行うとともに、災害から得られた教訓の反映、拠点情報の更新等、具体計画改定のための検討を行います。
- 首都直下地震緊急対策推進基本計画の変更を踏まえた調査・検討
令和7年度に予定されている「首都直下地震対策ワーキンググループ」の報告や「首都直下地震緊急対策推進基本計画」の改定による、被害想定の見直しや新たな防災対策を踏まえた具体計画改定の検討を行います。

資金の流れ



期待される効果

- 緊急輸送ルート、救助・救急・消防活動等、医療活動、物資調達、燃料、電力・ガス、通信等に係る計画の実効性の向上により、的確かつ迅速な被災地支援が可能となります。
- 防災庁設置に向けたアドバイザー会議においても、防災庁の初動体制構築の重要性が指摘されており、首都直下地震被害想定の見直しや新たな防災対策を踏まえた具体計画の改定を行うことで、より充実した応急対策活動が可能となります。

船舶を活用した医療提供体制の充実

令和8年度概算要求額 1,078百万円【うち要望額 979百万円】
(令和7年度予算額 97百万円)

政策統括官（防災担当）
(船舶活用医療担当)

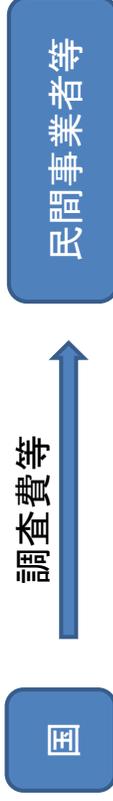
事業概要・目的

- 「災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律」が令和6年6月に施行され、令和7年3月には「整備推進計画」が閣議決定されました。令和8年1月からは、船舶活用医療の運用開始を予定しています。
- 船舶活用医療を円滑に実施していくためには、船舶活用医療を実際に担う人材を育成・確保するとともに、発災時の初動体制を確保することが不可欠です。
- また、南海トラフ、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模災害を想定し、東京圏（6年度補正）に加え、必要な資器材等を効果的に分散備蓄します。
- 毎年実施の図上・実動訓練の実施回数を増やし、自治体を含む関係者の練度向上とともに、「活動要領（初版）」の検証をしていくことが必要です。
- 災害時における船舶活用医療への多様なニーズに的確に対応するため、船舶活用医療に関する様々な課題について、総合的かつ持続的に検討を行い、体制の充実を図ります。

事業イメージ・具体例

- 【「船舶活用医療人材」育成・確保】
関係医療団体の協力の下、「船舶活用医療人材」の教育・人材リストラ化を行うとともに、初動時の先遣隊人材を確保します。
- 【資器材等の整備】
船舶での医療活動に必要なエアテントなどの資器材等について、分散備蓄（3カ所追加）します。
- 【訓練を通じた検証】
大規模災害の発生を想定し、関係者との連携の下、船舶を活用しての実動訓練等を通じて、活動要領の実効性を高めめます。
- 【医療提供体制の充実に係る調査・検討】
船舶活用医療提供体制の改善・充実に継続的に図るため、有識者検討会を設けるとともに、様々な課題に関する調査を行います。
- 【国民への広報等の実施】
広報用のパンフレット等を作成し、自治体・医療団体に周知するとともに、国民に広報を行います。

資金の流れ



期待される効果

- 災害時等における船舶を活用した医療提供体制の充実を図ることにより、被災地域における医療施設の機能を補完し、国民の生命及び身体の災害等からの保護に寄与することが期待されます。

救援の実施等に係る調査検討推進

令和8年度概算要求額 10百万円【要望額】

(新規)

政策統括官（防災担当）
（救援担当）

事業概要・目的

○我が国を取り巻き安全保障環境が厳しさを増している中、地方公共団体の救援の実施に係る対応能力の向上は急務となっています。この中で、これまでの国民保護訓練や自然災害対応で得た課題や対応策等を基に、救援の実施に必要な物資支援の方法等を検討し、物資支援における留意事項としてとりまとめるとともに訓練想定（シナリオ）を策定し、都道府県等の対応能力向上が図られるようにします。

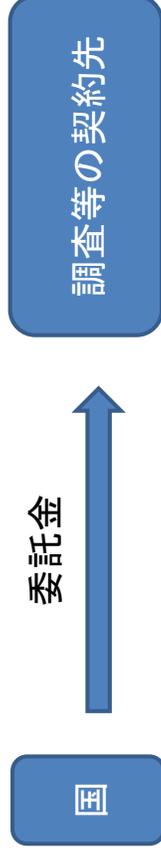
事業イメージ・具体例

○救援における物資支援に係る対応能力の向上に関する調査・検討等

・これまでの国民保護訓練や自然災害対応で得た知見や自然災害対応用の備蓄の活用といった点を踏まえながら、物資の調達・輸送等に必要ない関係者間の情報の共有、備蓄状況の可視化、効率的な輸送方法等、救援における物資支援の方法等を調査・検討し、物資支援を行う上での留意事項を取りまとめ、都道府県等に提供します。

・自然災害向けに運用中の新物資システム(B-PLo)を国民保護でも活用できるよう、上記で取りまとめた留意事項を踏まえ、システム上で活用可能な訓練想定(シナリオ)を策定し、救援の実施主体である都道府県等の対応能力の向上を目指します。

資金の流れ



期待される効果

○救援の実施に係る対応能力の向上

中央防災無線網の管理に要する経費

令和8年度概算要求額 1,525百万円【うち要望額 549百万円】
 (令和7年度予算額 969百万円)

政策統括官 (防災担当)
 (災害緊急事態対応担当)

事業概要・目的

[事業年度：昭和53年度～終了年度未定]

○中央防災無線網は、大規模な災害が発生した場合においても、災害情報の収集・伝達を確実に行うため、総理大臣官邸や指定行政機関等(31機関)、指定公共機関(106機関)及び地方公共団体(47都道府県5政令市)との間や災害発生時に設置される緊急災害対策本部(立川災害対策本部予備施設を含む。)や現地災害対策本部等を結び、政府専用の通信ネットワークです。災害時において、ヘリコプター映像による発災状況の把握や関係機関との電話・FAX・メール・ファイル共有・TV会議等による通信を確保するため、中央防災無線網の整備及び維持管理を行います。

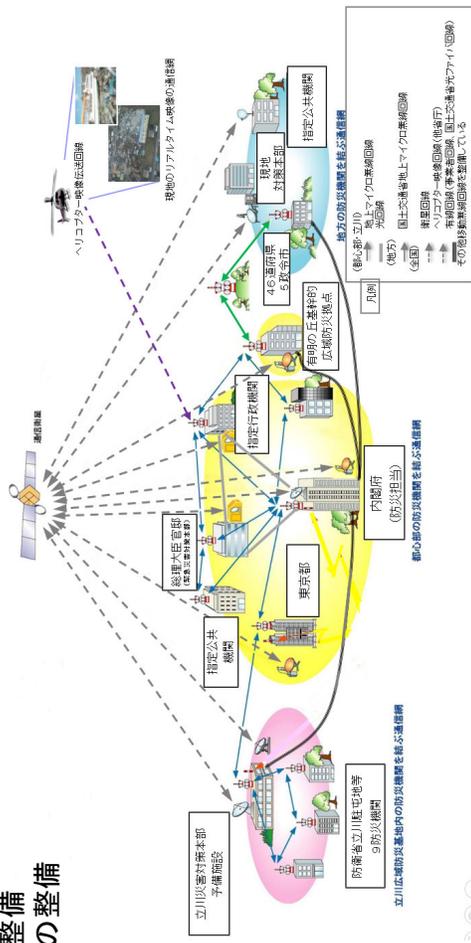
○多くの設備が更新時期を迎えており、設備配置の最適化や新技術を活用しつつ、計画的な設備の刷新に取り組みます。

事業イメージ・具体例

- 中央防災無線網設備の監視・点検保守・災害時運用支援・リース契約・通事業者回線借用等
- 中央防災無線網の円滑な運用のための設備整備
 - ・指定公共機関への衛星携帯サービスの導入
 - ・直流電源装置(蓄電池)の更新
 - ・地上系通信設備の整備検討
 - ・ネットワーク設備の更新
 - ・映像配信設備整備
 - ・衛星通信設備の整備



地上系通信設備(多重無線設備) 防災衛星通信設備(可搬局)



資金の流れ



期待される効果

- 大規模災害発生時に全国の防災関係機関相互の通信を確保することで、政府の迅速かつ円滑な災害対応に寄与します。
- 利用状況、技術動向や設備の最適化による見直しと部品交換等による延命化などにより、トータルコストの削減を実現します。
- 中央防災無線網の構成やシステムの見直し、新技術活用等により、防災デジタルプラットフォーム等の基盤となる通信インフラの持続的な信頼性(耐災害性)向上や機能向上を実現し、防災DXの推進に寄与します。

立川・有明の丘・東扇島施設の維持管理及び改修

令和8年度概算要求額 434百万円【うち要望額 96百万円】

(令和7年度予算額 337百万円)

政策統括官 (防災担当)
(復旧・復興担当)

事業概要・目的

[事業年度：昭和63年度～終了年度未定]

○災害対策本部予備施設(立川)は、首都直下地震等の大規模災害で都心関係施設(官邸等)が甚大な被害を受けた場合に備え、国の災害対策本部機能、内閣府(中央合同庁舎第8号館)の防災専用の通信統制・情報処理のバックアップ機能及び被災自治体へのプッシュ型支援用物資の備蓄倉庫等を持つ施設。

○東京湾臨海部基幹的広域防災拠点施設(有明の丘、東扇島)は、首都圏において大規模災害が発生した際の政府の現地対策本部機能及び救助活動や物資搬送等の拠点としての機能を持つ施設。

- 大規模災害に備え、以下の事業を実施する。
 - ・当該施設の維持管理(光熱水費、清掃等)を適切に行うと共に、耐用年数を超過している設備等を改修する。
 - ・政府実行計画等に基づき、照明のLED化及び太陽発電設備を設置する。
 - ・災害対応の実効性確保のため、通信環境・上水道の冗長化、仮眠環境・警備体制等を確保する。

資金の流れ



事業イメージ

○施設外観

災害対策本部予備施設
(立川)



左：本館及び新館
右：備蓄倉庫棟

東京湾臨海部基幹的広域防災拠点施設
(有明の丘)
(東扇島)



期待される効果

- 各施設を適切に維持管理・改修することにより、必要の機能及び性能が確保でき、大規模災害発生時、政府として迅速な災害対応を行うことが可能となる。

災害時に活用可能なキッチンカー・トレーラーハウス・トイレラーラー

令和8年度概算要求額 **150百万円**【うち要望額 107百万円】
 (令和7年度予算額 43百万円)

政策統括官 (防災担当)
 (被災者生活再建担当)

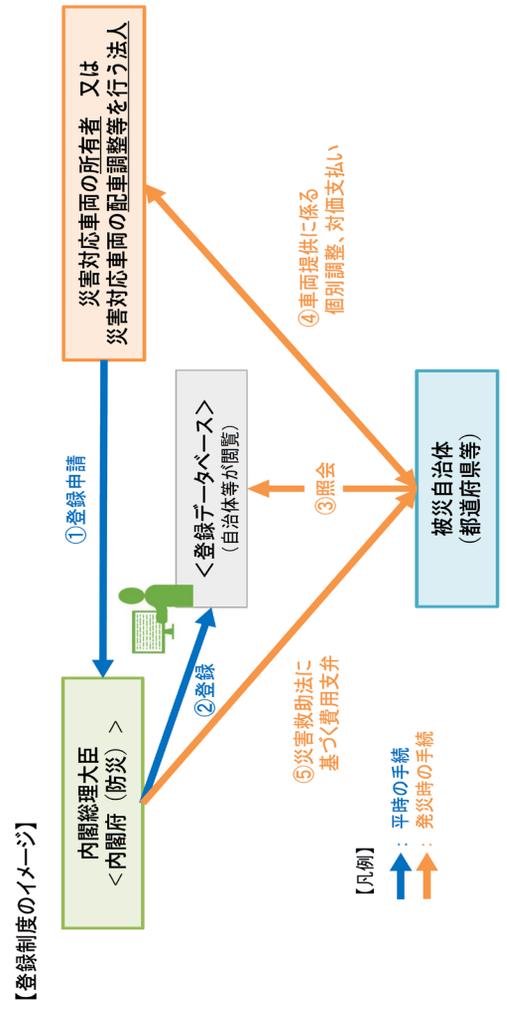
事業概要・目的

○ 能登半島地震では、キッチンカー、トレーラーハウス、ムービングハウス、トイレカー、ランドリーカー等の災害対応車両が、被災者の住まいの確保、災害対応従事者等の宿泊場所の確保、避難所環境の改善等の観点で有効に活用された。

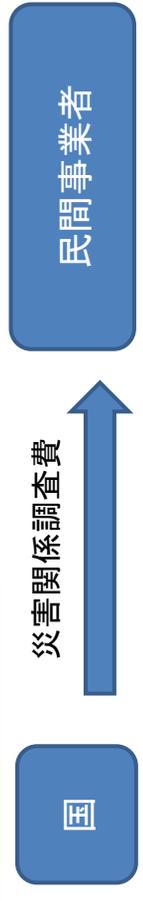
○ これを踏まえ、令和7年6月からは災害対応車両登録制度の運用を開始し、災害時に被災自治体がこれら車両について派遣を要請し、迅速な被災者支援を可能とした。

○ さらに制度の深化を図るため、より迅速な派遣に資するため車両検索システムの改修を行うとともに、広報活動、講習会及び登録ステッカーの配布等の普及・啓発活動を実施する。

事業イメージ・具体例



資金の流れ



期待される効果

○ 大規模災害発生時の被災地における迅速な復旧・復興を実現する。

マンション在宅避難の推進 令和8年度概算要求額 100百万円【要望額】 (新規)

政策統括官（防災担当）
（食事支援担当）

事業概要・目的

- マンション密集地域における大規模災害が起きた際に、すべての住民が避難所に避難することが困難であることから、在宅避難を中心としたマンション防災の推進が急務となっており、本年3月にとりまとめられた「南海トラフ巨大地震対策について（報告書）」では、マンションでの防災訓練が必要とされ、首都直下地震対策検討WGにおいても、マンション防災として在宅避難に関する議論がなされているところである。
- 一方で、一部の自治体では、防災備蓄資機材の助成、優良なマンションの認定制度、リーフレットによる普及啓発等のマンション防災の取組が実施されているもの、マンション管理組合ごと防災への意識は異なり、理解・取組が十分進んでいない。
- マンション住民に対して防災に係る取組内容を周知する手段として、各管理組合が実施する防災訓練が一般的だが、防災意識の欠如や費用負担の問題から十分な防災訓練が行われていない現状があることから、モデル事業として防災訓練を行うことにより、優良事例や課題を取りまとめ、全国のマンション管理組合等に横展開を図る。

資金の流れ

内閣府



民間調査会社等

事業イメージ・具体例

- 全国のマンション管理組合等を対象に、モデル事業となるマンション防災訓練（住民の安否確認やマンション設備の把握、炊き出し訓練、防災トイレ体験、座学講習等）を実施し、優良事例の抽出及び課題の抽出を行う。
- マンション防災の専門家を招いたシンポジウムを開催し、マンション管理組合等の事例紹介や在宅避難に必要な資機材の展示や体験等を併せて行う。

期待される効果

地域ごとの実情や課題に即したマンション防災の優良事例や課題を取りまとめ、横展開を図ること、全国のマンション管理組合において効果的な訓練が実施可能となり、マンション住民の防災に係る意識が向上し、適切な在宅避難が実施されることで、地域住民を含めた全ての住民の避難生活向上に資する効果が期待される。

発災後の迅速かつ質の高い避難所環境整備促進訓練等経費

令和8年度概算要求額 100百万円【要望額】

(新規)

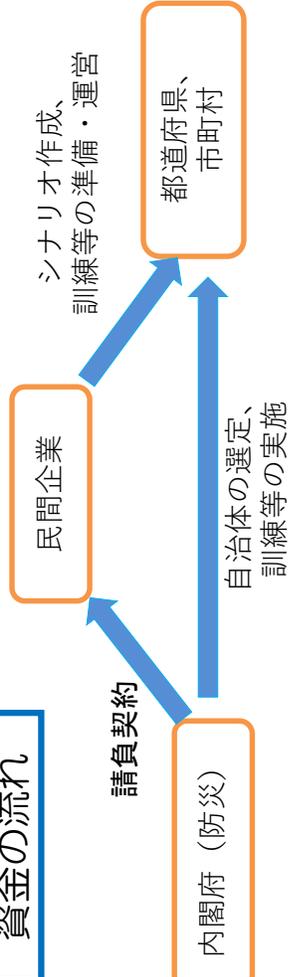
政策統括官（防災担当）
（生活環境担当）

事業概要・目的

- 内閣府においては、令和6年12月に「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」、「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン（チェックリスト）」を策定（改定）し、スフィア基準に沿った避難所訓練を実施。
- 令和6年能登半島地震においても、能登半島地震における避難所については、スフィア基準を満たしているかの確認を行い、実質的に全ての避難所でこの基準を満たしていることを確認している。
- 今後、発生が危惧される「南海トラフ地震」、「首都直下型地震」、「日本海溝・千島海溝型地震」など、各都道府県等においてスフィア基準に基づいて避難所の質と向上に配慮した発災時の避難所の開所を迅速かつ円滑に実施するため、概ねスフィア基準に沿った避難所の開所に係る訓練を実施する。

- 併せて、令和7年から運用を開始した「災害対応車両登録制度」についても、講習会、登録、要請の演習も実施する。

資金の流れ



事業イメージ・具体例

(1) 具体的な訓練内容

①	避難所レイアウト設定
②	段ボールベッド、パーテーション等を設置し、宿泊演習
③	仮設トイレを設置し、満杯となった場合のし尿処理対策等
④	温冷環境に配慮した食事の提供（避難所における、温かい食事提供の重要性を理解促進。）
⑤	災害対応車両登録制度に関する講習会及び登録車両の要請に係る演習
⑥	女性専用スペース（更衣室、授乳室、キッズスペース等を設置）、ペット連れの避難者の対応など



写真提供：大船渡市



写真提供：能登町

- (2) 訓練終了後の課題の洗い出し
 実態に即した避難所運営訓練（TKB等）を実施することで、発災時の避難所における良好な生活環境の確保について、理解を深めていただくとともに、訓練終了後、課題・疑義について抽出。

- (3) 「避難生活の取組指針」等への反映
 訓練で得られた優良事例、課題について、「避難生活の取組指針」等に盛り込み、避難生活の環境改善の円滑な実施を図る。

期待される効果

- 自治体における避難所の迅速な開設及び質の向上を促す。
- 被災者のニーズに応じた避難所の生活環境改善につなげる。
- 災害対応車両登録制度の普及及び登録台数の確保を図る。

災害ケースマネジメントの普及・定着

令和8年度概算要求額 103百万円【うち要望額 96百万円】
 (令和7年度予算額 8百万円)

政策統括官 (防災担当)
 (避難支援担当)

事業概要・目的

- 場所(避難所)から人(避難者等)への支援の転換が求められる中で、災害発生時には、災害関連死を防止するため、早期に被災者の状況を把握し必要な支援を届けるとともに、一日も早い生活再建を実現することが重要である。このため、被災者一人ひとりの状況を踏まえ、関係者が連携し、継続的に支援を行う取組である「災害ケースマネジメント」をより一層推進する必要がある。防災庁設置準備アドバイザー会議報告書においても、平時から「災害ケースマネジメント」の体制構築を図る必要性が指摘されている。
- これまで、災害ケースマネジメントの先進的な取組の事例集(令和3年度)や標準的な取組方法をまとめた手引書(令和4年度)を作成・周知するとともに、自治体職員や民間関係者(福祉関係者、士業関係者、NPO関係者等)を対象にした説明会や研修、災害時の実施体制構築に向けたモデル事業(令和5年度～)や、全国レベルで関係団体間の関係構築や知見の共有を図るための協議会の開催(令和6年度～)を実施してきたところ。
- 一方で、災害ケースマネジメントの重要な担い手となる民間関係者について、各地域において、関係者同士や自治体との関係性の構築が進んでいない状況。
- また、近年、車中泊や広域的な避難など、避難の在り方が多様化する中で、「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」(令和6年度)や2次避難の円滑化に向けたガイドライン(令和7年度予定)を作成したところ、これらの内容を踏まえた自治体による実践的訓練が行われていない状況。

資金の流れ

内閣府



民間調査社等

事業イメージ・具体例

- ① 災害ケースマネジメント推進事業
 - ・全国協議会の開催
 - ・全国説明会・研修の実施
 - ・実施体制構築のためのモデル事業(都道府県タイプ、市町村タイプ)
 自治体ごと又は複数の自治体を跨がる実施体制の構築を後押しし、優良事例を横展開。(民間タイプ)
 - 士業関係者等における実施体制の構築を後押しし、優良事例を横展開。
- ② 車中泊避難及び広域的な避難に関する訓練実施事業
 - 運営体制の構築、訓練の実施、運営マニュアルの作成をはじめとする自治体の取組を後押し。

期待される効果

- ① 平時から、災害ケースマネジメントの取組が全国で実施されることで、災害発生時、被災者一人ひとりの状況を踏まえたきめ細やかな支援ができるようになり、支援漏れや災害関連死の防止につながる。
- ② 優良な取組事例の横展開により、全国における取組水準を底上げ。
- ③ 関係者間で顔の見える関係性が構築されることで、それぞれの専門性を活かした支援を一体的かつ円滑に実施できるようになる。
- ④ 平時から、車中泊避難や広域的な避難に関する体制が構築されることで、災害発生時、避難場所に関わらず被災者一人ひとりに寄り添った支援を円滑に行うことにつながる。

各種災害対応関係者連絡協議会にかかる補助

令和8年度概算要求額 94百万円【要望額】

(新規)

政策統括官（防災担当）

（避難支援担当・食事支援担当）

事業概要・目的

能登半島地震を踏まえた対応として、避難生活において、市町村では、指定場所や物資拠点等に最低限必要な備蓄や確保するとともに、都道府県においては市町村の備蓄状況を踏まえた備蓄の確保や温かい食事の提供など避難所環境の確保を求められている。

また、自治体（市町村）においては避難所での温かい食事を提供するため、関係事業者らと連携し、体制づくりに向けて協議をしている例はあるが、都道府県としても、そのような自治体（市町村）を増やし、災害時における迅速な対応が求められている。

加えて、災害対策基本法等の改正に伴い新たに「福祉サービスの提供」が追加されることから、災害時における個人情報取り扱いや必要となる対応等について、平時から関係者間において情報や認識の共有を図っておく必要がある。

このため、行政、福祉関係団体や、食事関係団体などが集まり、平時における情報共有や発災時の対応の確認を行うことを目的として、都道府県に対して、協議会を設置するために必要となる費用の補助を行うものである。

事業イメージ・具体例

○ 福祉支援や食事支援ほか災害対応に携わる団体等と都道府県との間において、都道府県単位の連絡協議会を行政、福祉関係団体、食事関係業者などを参集（分野別、テーマ毎に参集をいただくこともありえる）し、年に数回程度開催。

災害時における関係者間における平時からの防災に関する認識、個人情報の取扱い、発災時における対応の確認等について共有するとともに、協議会での議論内容を市町村に共有するなどネットワークを構築

○ 協議会の参加者（例）

1. 行政（都道府県の防災部局、福祉部局、福祉事務局、農林水産部局、商工部局、自衛隊、管内市町村（救助実施市含む）ほか）
2. 福祉関係団体（日本赤十字社都道府県支部、都道府県社協（ほか）
3. 食事関係（飲食店組合、キッチンカー団体、生協や食品スーパー、卸売市場、学校法人、栄養士その他関係団体（ほか）

○ 開催を委託する場合の委託先団体として、福祉支援関係については都道府県社協や防災関係NPO法人等を、食事支援関係については、全国飲食業生活衛生同業組合連合会の組合員ほか、防災関係NPO法人等を想定。

資金の流れ

補助

内閣府

都道府県

期待される効果

- 平時から関係者間において必要となる情報や認識を共有しておくことにより、発災時に速やかな対応を行うことが期待できる。

雇災証明コーデイネーター等派遣制度に関する業務

令和8年度概算要求額 92百万円【要望額】

(新規)

政策統括官（防災担当）
（被災者生活再建担当）

事業概要・目的・必要性

- 被害認定調査や雇災証明書の交付には、専門的な知識・経験が求められるため、過去の迅速に実施する必要があるため、過去の災害でマネジメント等の経験のある人材による助言や、調査員の不足へのマンパワー支援が必要です。
- そのため、内閣府において令和7年7月から登録を開始した「雇災証明コーデイネーター」について、その資質を確保するための効果的な研修内容のほか、本制度の見直しも含めた検討を行う必要があります。
- 併せて、被害認定調査員が不足する場合、調査や交付事務の一部を民間団体に委託する自治体も存在し、そうした事例を蓄積し、横展開を図る必要があります。

事業イメージ・具体例

【雇災証明コーデイネーター研修内容の検討】

- 内閣府に登録された雇災証明コーデイネーターを対象とした、法制度や国の取組等に関する最新情報等の習得、実践的なマネジメント能力の向上に資する研修の実施を通じ、資質確保に効果的な研修内容について検討します。

【雇災証明コーデイネーターの派遣結果の調査・分析】

- 雇災証明コーデイネーターの派遣支援を通じて事例を積み重ねるとともに、雇災証明コーデイネーター及び派遣先市町村へのヒアリング等を通じ、ノウハウが不足する被災市町村において派遣することが効果的な雇災証明コーデイネーターのあり方について検討します。

【被害認定調査等の民間委託に係るノウハウの蓄積・整理】

- 被災市町村による民間団体等への調査・交付事務の委託に係る支援を通じて事例を積み重ねるとともに、全国の自治体へ民間委託に係るノウハウを横展開する方法について検討します。

資金の流れ

災害関係調査費

国

民間事業者等

期待される効果

- 災害の経験や体制が十分ではない市町村においても、雇災証明書の交付及びその前提となる被害認定調査を円滑かつ迅速に実施することができ、被災者支援のより迅速な実施に寄与します。

災害救助法に基づく救助費用の求償手続きの効率化

令和8年度概算要求額 **90百万円**【うち要望額 70百万円】

(令和7年度予算額 20百万円)

政策統括官（防災担当）
（被災者生活再建担当）

事業概要・目的

- 自然災害の激甚化・頻発化を受け、災害救助法の適用災害に関し、今後、他の都道府県等の職員が被災自治体に応援に入る機会が増加する見込みの中、応援自治体が支出した費用を被災自治体に求償する際の手續を効率的に行う必要がある。
- このため、被災自治体と応援自治体が、応援職員の活動状況、応援自治体における支出記録等を双方が容易に確認し、関連する書類の提出を省略可能とする等の効率化を図るアプリケーションの開発を進める。

※ 令和2年12月、規制改革担当大臣から「災害救助法の救助費用の求償手続きの効率化」に関し、自治体からの要望を踏まえた対応の要請があり、令和3年3月、防災担当大臣から検討を行う旨が公表された。

事業イメージ・具体例

令和4年度～

アプリケーション開発に向けた準備

アプリケーションに必要な機能の整理、仕様の検討



令和7年度

アプリケーション開発及び運用

応援職員の勤怠記録

応援自治体における支出記録

令和7年度より順次アプリケーションの稼働を予定



令和8年度

アプリケーション機能改修

応援職員の勤怠管理機能

応援自治体における

支出記録の管理連携機能

チャット機能の追加

応援に入った職員が他の応援職員や被災自治体の職員と容易に意思疎通を図り、被災自治体における円滑な業務遂行をサポート

資金の流れ



災害関係調査費



民間事業者

期待される効果

- 被災自治体と応援自治体の双方の求償手続きの効率化が図られます。

避難生活環境の改善に向けた対策の拡充

令和8年度概算要求額
（令和7年度予算額 100百万円）

政策統括官（防災担当）
（生活環境担当・食事支援担当）

事業概要・目的

- 能登半島地震により、石川県において最大で40,000人を超える避難者が生じ、発災当初は過密な状態で避難生活を送ることを余儀なくされ、高齢化が高い地域であったこともあり、環境の整ったホテル旅館等への2次避難も進められるとともに、断水が長期化する中で、トイレレトラー等や水循環式のシャワーカーの活用等が行われた。
- 今般の地震における対応について、避難所に関する課題としては、例えば以下のような指摘がなされている。
 - ・ 発災直後に備え地域完結型の備蓄が必要であること
 - ・ 避難所開設時から居住空間の確保が重要であること
 - ・ 的確な状況把握・ニーズ把握を行うための体制を整備すること、食料・水・トイレ等の確保のため備蓄や設備整備、民間事業者等との連携協力が必要であること
- 災害が多発する我が国において、今後の災害への備えとして、発災直後の避難所の環境整備と、ニーズの多様化に柔軟に対応できるよう、取組の強化・充実が必要不可欠である。

事業イメージ・具体例

- 今般の能登半島地震で明らかになった避難所の開設・運営の課題に関し、官民が連携して取り組むモデルとなる取組を実施し横展開することで、全国的な取組を促進する。
- 具体的には、民間事業者（各種事業組合やNP0等を含む）が主体となって、自治体との連携する取組で、例えば以下のようなものが考えられる
 - ・ 自治体と避難所運営に知見のあるNP0、地域の自主防災組織等が連携し、全ての指定避難所におけるレイアウト図を作成し、自治体の避難所運営マニュアルに反映するとともに、地域住民による運営訓練を実施
 - ・ 自治体と段ボールベッド事業者と連携し、避難所での展開も合わせた協定の締結、訓練を実施
 - ・ 迅速な炊き出しの実施のため、自治体と地元飲食業協同組合と連携し、発災時の炊き出しの実施について協定を締結
 - ・ トイレ確保管理計画を策定するとともに、同計画に基づき、トイレカーの派遣協定の締結等の備えを実施

資金の流れ

内閣府

民間調査会社等

期待される効果

- ① 災害発生直後からの避難所の生活環境の確保
- ② 民間企業や地域住民等の連携体制の強化

被災者支援業務のDX化に向けた相談・人材派遣事業

令和8年度概算要求額 50百万円【要望額】

(新規)

政策統括官（防災担当）
（避難支援担当）

事業概要・目的

災害発生時、被災自治体では短期間に膨大な被災者支援業務が発生するが、被災者支援に係る業務の迅速化・効率化には、デジタル技術を効果的に活用することが有効な手段となる。しかし、令和6年能登半島地震でも明らかになったように、各自治体では、デジタル技術の認知不足等により、デジタル技術の活用面で課題があるとともに、デジタル人材及び防災人材不足等により、デジタル技術の導入の面でも課題があるため、それぞれ課題解決に対応しい人材を自治体に派遣し、相談体制を構築することで、デジタルアダプシヨンの実現を目的とする。

【デジタルアダプシヨンは】

ユーザーが導入したデジタルツールや技術を効果的に活用し、最大限の成果を引き出す施策や取組（例：デジタルツールを組織全体で一貫して活用するための教育やサポートなど）。

事業イメージ・具体例

- 本事業では、避難行動要支援者名簿・個別避難計画・被災者台帳の作成、避難所・避難者の管理におけるデジタル技術の導入に課題がある自治体、デジタル技術の活用で課題がある自治体に分け、それぞれの課題解決に適した外部のデジタル人材や地域防災マネージャー等を都道府県及び市区町村に派遣する。
 - 派遣職員は、各自治体との意見交換を通して、被災者支援業務のDX化に潜在するポトネットワークを把握し、課題解決に向けた具体的な提案をすることで、自治体目線での被災者支援業務のDX化を支援する。
 - 上記に加え、当該年度に被災した自治体に協力を依頼し、被災自治体職員との意見交換を行うことで、被災自治体目線での被災者支援業務のDX化も支援する。
- ※ 被災自治体に対しては、発災時に民間事業者のデータ分析サービスを導入し、被災者ニーズを分析の協力も依頼。

資金の流れ

内閣府



民間調査会社等

期待される効果

実効性の高い被災者支援業務のDX化を推進した自治体のモデル化

能登半島地震を踏まえた仮設住宅取組事例集

令和8年度概算要求額 **40百万円**【要望額】
(新規)

政策統括官（防災担当）
（被災者生活再建担当）

事業概要・目的・必要性

○「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（報告書）（令和6年11月）」を踏まえ、木造、プレハブ、ムービングハウス、トレーラーハウス等のそれぞれの特徴、価格、期間、メリット・デメリット等について整理し、多様な仮設住宅の提供のあり方に関する検討を行う。

○ その結果をHP掲載・冊子・リーフレットの頒布等により、地方公共団体に普及し、今後の大規模災害時の被災者の住まいの確保に係る取組に寄与する。

木造



プレハブ



ムービングハウス



事業イメージ・具体例

令和6年能登半島地震

・住家の全壊・半壊：30,120棟の被害
(消防庁情報：令和7年5月13日14時時点)

・応急仮設住宅の整備戸数：約10,000戸



- 多様な応急仮設住宅の特徴、課題等の分析
- 既存の公的住宅の活用や住宅の修理などの応急仮設以外の被災者の住まいの確保方策の分析

都道府県や有識者等への意見聴取

被災者の住まいの確保に関する取組事例集等の改訂

自治体への周知・助言

- 全国の自治体へオンライン説明会
- 個別の助言
- HP掲載・冊子・リーフレットの頒布

資金の流れ

災害関係調査費

国

民間事業者等

期待される効果

- 大規模災害発生時にも、応急期から復旧・復興期まで、住まいの確保に係る施策の円滑かつ切れ目のない展開につなげる。

災害の被害認定基準等の適正な運用の確保

令和8年度概算要求額 19百万円

(令和7年度予算額 19百万円)

政策統括官（防災担当）
（被災者生活再建担当）

事業概要・目的・必要性

- 罹災証明書は、各種支援策の判断材料として活用されるため、その前提となる住家の被害認定調査は、適切かつ速やかに実施する必要があります。
- 災害の中でも、風害における被害認定調査は、外観のみで調査が可能な地震、水害、液状化等と異なり、原則として内部立入調査が必要です。
- 令和6年8月に九州地方に上陸した台風第10号では、竜巻（突風）による多数の住家被害について内部立入調査を実施した結果、被害認定に多くの人員を要するなど、風害においても調査の効率化が求められているところです。
- 本業務では、特に風害における被害認定調査の実施に関する課題及びその対策について情報収集・分析を行い、被害認定調査の適正な運用の確保を図ります。

事業イメージ・具体例



R6台風第10号での竜巻（突風）

…宮崎県では、一部損壊～全壊で、1,696棟の被害

風害に係る被害認定調査の課題

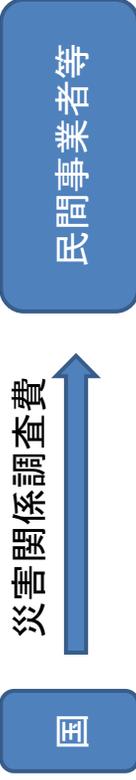
- R6台風第10号における被害認定調査の事例収集
- 市町村ヒアリング

有識者へのヒアリング、
検討会等

運用指針、調査手引き等に反映

自治体への周知・技術指導
● 全国の自治体へオンライン説明会
● 個別の技術指導

資金の流れ



期待される効果

適正かつ迅速な被害認定調査及び罹災証明書の交付が可能となり、効果的・効率的な被災者支援及び市町村の負担軽減を図ることができます。

(注) 運用指針は「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を指す。

復興対策の推進、被災者生活再建支援法関連調査

令和8年度概算要求額 10百万円【うち要望額 1百万円】
(令和7年度予算額 10百万円)

政策統括官(防災担当)
被災者生活再建担当

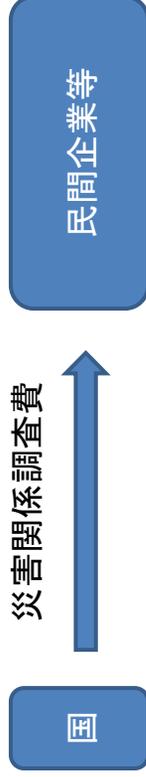
事業概要・目的・必要性

- ① 復興対策の推進
地方公共団体が復旧・復興対策をより迅速かつ円滑に進めることができるよう、近年の大規模災害における復旧・復興に係る施策や過去の災害での具体的な取組事例等を収集・分析・整理し、「復旧・復興ハンドブック」「災害復興対策事例集」としてとりまとめ、その取組内容を地方公共団体に周知することで、大規模災害からの速やかな復旧・復興を支援するものです。
また、地方公共団体のニーズ調査結果を踏まえ、ハンドブック・事例集の構成等を見直します。
- ② 被災者生活再建支援法関連調査
被災者支援を円滑に進めるため、各年度の災害により被災された世帯に対して、被災世帯の生活再建実態等を継続的に調査することにより、制度の運用に関する課題等を検証する。

事業イメージ・具体例

- ① 令和6年能登半島地震など、近年日本各地で発生した大規模災害からの復旧・復興への取組事例を分析するとともに、有識者や公共団体職員にヒアリングを実施し、災害から得られた教訓と有効な事前対策等を調査します。
また、地方公共団体に対し「復旧・復興ハンドブック」「災害復興対策事例集」に関するニーズ調査等を実施し、より効果的に活用できる構成等の見直し検討を行い、改訂のうえ、地方公共団体へ周知・情報提供を行います。
- ② 制度の適用状況、支援対象、負担のあり方、被災世帯の生活再建実態等に関して、アンケート調査を実施し、問題点の有無を検証します。
・過去の自然災害時に被災者生活再建支援金の支給を受けた世帯に対して、アンケート調査を実施。
・調査結果は、被災者生活再建支援制度の検討のための基礎資料とします。

資金の流れ



期待される効果

- ① 今後発生が予想される大規模災害等において、地方公共団体における復旧・復興への迅速かつ円滑な取組に寄与します。
- ② 現行法の課題等の整理・検討により、今後の被災者支援施策の企画立案に活用することができます。

激甚災害に係る水害被害推定モデルの本運用に向けた技術検証及び試験運用

令和8年度概算要求額 27百万円【うち要望額3百万円】
(令和7年度予算額 27百万円)

政策統括官 (防災担当)
(復旧・復興担当)

事業概要・目的

[事業年度：令和4年度～終了年度未定]

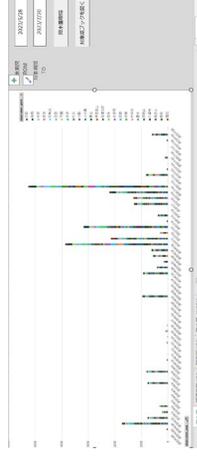
○近年、各地で水害等の自然災害による甚大な被害が発生しています。被災された地方自治体からは、復旧・復興に迅速に取り組むため、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づき激甚災害指定の早期化を強く望まれています。

○激甚災害の指定には被害額の把握が必要となるため、速やかな把握が可能となるよう、新たな調査手法の構築に向けて検討を行います。

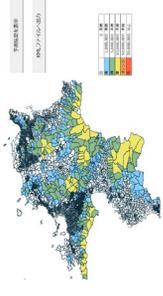
事業イメージ・具体例

○過去の激甚災害事例から、降水量や地形条件などと被害額の関係をIT技術等を活用の上、被災した公共土木施設や農地等の被害額を推定する手法の精度を検証します。

○水害被害推定モデルの技術検証の成果を反映したPCプログラムを、全国都道府県を対象に利用出来るよう、必要なデータ収集し、モデルの改良を行い、試験運用により、本運用実施のための課題を整理します。



被害額推定対象都道府県の降水量画面イメージ



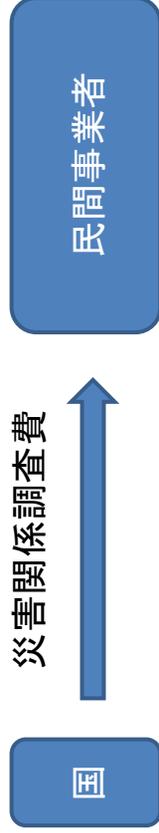
対象施設の被害額推定画面イメージ

期待される効果

○新たな調査手法の構築によって、被害状況の把握が速やかに実施出来れば、基準に達した場合の指定見込みの早期公表が可能となり、被災された地方自治体が財政面に不安なく、迅速に復旧・復興に取り組みむことが出来ます。

○事前に被災箇所が想定出来ることから、早期の被災対応が可能となり、また、防災減災へも活用可能です。

資金の流れ



特定地震防災対策施設の運営に要する経費

令和8年度概算要求額 251百万円
(令和7年度予算額 251百万円)

政策統括官(防災担当)
(復旧・復興担当)

事業概要・目的

[事業年度：平成12年度～終了年度未定]

○ 事業概要

阪神・淡路大震災をはじめとした国内外の地震災害の経験や教訓などに関する震災関連資料の収集・展示や、それを生かした体験・学習、地震防災の調査研究、専門家の育成等の事業を行う特定地震防災対策施設の運営費の2分の1を補助します。

目的・必要性

特定地震防災対策施設は、大震災の経験を語り継ぎ、その教訓を未来に活かすために、防災の重要性の市民への普及啓発、実践的な防災研究、災害対応の現地支援やネットワークの形成等を通じて、
・地域防災力の向上
・防災政策の開発支援
・災害対策の発信拠点の形成
等を図るものであり、当該施設の活動を推進していく必要があります。

資金の流れ

国

補助金
(運営費の1/2)

兵庫県

事業イメージ・具体例

○ 展示

被災者・市民・ボランティア等と協力・連携し、大震災の経験・教訓を、特に子供等に情報発信します。

○ 実践的な防災研究と若手防災専門家の育成

防災施策や災害対策の立案・推進に資する実践的な防災研究を実施し、学術的価値の確立を先導します。

○ 災害対応の現地支援

大規模災害時に災害対応の実践的・体系的な知識を有する人材を被災地に派遣します。

○ 交流・ネットワーク

防災に関する行政実務者、研究者等、多様なネットワークを形成します。

○ 災害対策専門職員の育成

地方公共団体の防災担当職員等への研修等によって、災害対策実務の中核を担う人材を育成します。

○ 資料収集・保存

阪神・淡路大震災の資料を継続的に収集・蓄積し、防災情報を整理・発信します。

期待される効果

○ 特定地震防災対策施設の円滑かつ安定した運営により、地震防災対策の向上に貢献します。

国際防災協力の推進

令和8年度概算要求額 402百万円【うち要望額 67百万円】
(令和7年度予算額 336百万円)

政策統括官 (防災担当)
(国際担当)

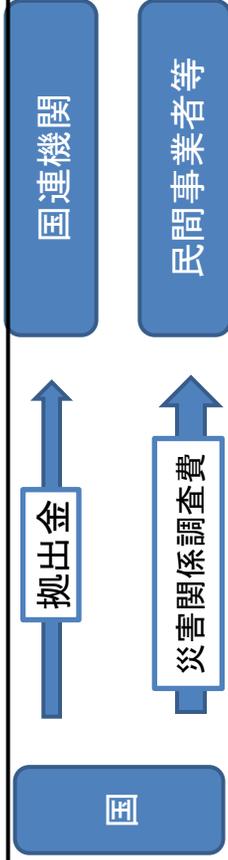
事業概要・目的

災害の頻発化は地球規模の課題であって、防災は国際社会にとって関心が高いテーマである。我が国は防災先進国として国際防災の世界において引き続き主導的な役割を担っていく必要がある。このため、国連機関との連携強化や、災害に脆弱なアジア太平洋地域等における防災協力、我が国防災産業の海外展開を推進する。

事業イメージ

- ① 国連機関との協力
国際防災協力の一環として、国連防災機関(UNDRR)において事前防災や復興の重要性・必要性を発信する取組や、国連ハビタット、UNESCOにおける我が国の防災技術の活用に関する取組を、拠出金により支援する。
- ② アジア太平洋地域における防災能力向上
アジア太平洋地域における防災能力の向上を図るため、ADRC(アジア防災センター)において、発展途上国等の職員に対する研修の実施、客員研究員の受け入れ、加盟国間での災害情報の共有などの取組を支援する。
- ③ 防災産業の海外展開
我が国の防災産業の海外展開を促進するため、海外における防災セミナーの開催や、官民連携体制の構築を進める。
- ④ アジア太平洋防災閣僚会議(APMCDRR)の準備
2027年に日本で開催予定のアジア太平洋防災閣僚会議に向けて、基本コンセプトの策定、必要となるロジスティクス業務等の整理を行う。

資金の流れ



期待される効果

- 国際的な防災協力を推進することによって、世界全体の災害被害の低減に貢献するとともに、海外の優良事例を取り入れ我が国の防災能力の向上を図る。
- また、防災産業の海外展開を促進し、我が国防災産業の国際競争力を強化する。

現地災害対策等経費

令和8年度予算要求額 131百万円【うち要望額 28百万円】

(令和7年度予算額 90百万円)

政策統括官（防災担当）
（総括担当／災害緊急事態対処担当）

事業概要・目的・必要性

〔事業年度：平成12年度～終了年度未定〕

○災害等が発生した場合、「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）第23条の3等の規定に基づき、政府の緊急災害対策本部や現地対策本部等を設置し、被災地における災害応急対策を的確かつ迅速に実施する。内閣府調査チームや地域防災力強化担当職員等に派遣し、被災地方公共団体の長に対し、必要な指示・助言等を行うと共に、災害情報を関係機関から収集することにより災害応急対策を推進するための経費である。

期待される効果

- 職員を早期に派遣することにより、防災関係機関が実施する災害応急対策の総合調整、緊急措置に関する計画の実施が推進され、災害応急対策の迅速な実施、実効性の向上を図ることができる。
（目に見える支援）
- 被災者への支援能力の向上

資金の流れ

災害関係調査費等

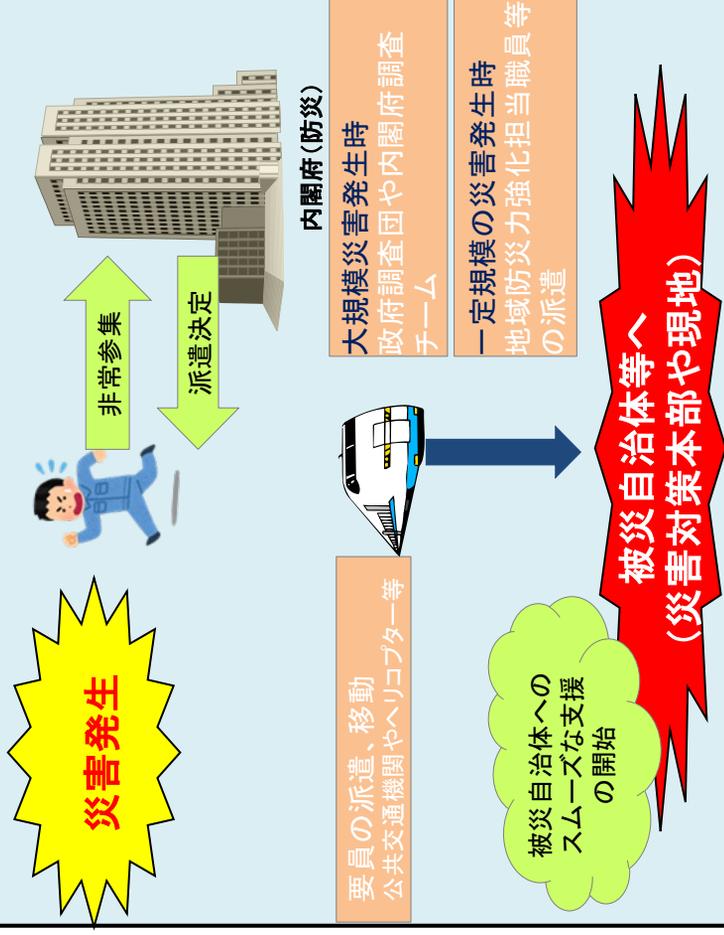
国

民間事業者等

主な事業

- 災害関連情報等の情報連絡等業務
- 内閣府緊急情報連絡サービス提供業務
- 災害応急対策用通信サービス提供業務
- 災害担当職員の現地派遣経費等

事業イメージ・具体例



災害救助費等負担金 2,840百万円

政策統括官（防災担当）
（被災者生活再建担当・救援担当）

令和8年度概算要求額 2,840百万円
（令和7年度予算額 2,840百万円）

※ 別途、東日本大震災復興特別会計に計上
令和8年度概算要求額64百万円（390百万円）

事業概要・目的・必要性

[事業年度：昭和22年度（平成25年度）～終了年度未定]

1. 災害救助費負担金

一定規模以上の災害が発生した場合、都道府県知事等が災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき、被災者に対して行った応急救助に要した費用について、国が一部を負担します。

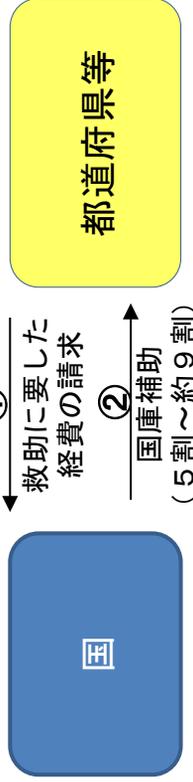
災害救助法に基づく救助

- 避難所の設置
- 応急仮設住宅の供与
- 食品の給与
- 飲料水の供給
- 生活必需品の給与・貸与
- 医療・助産
- 被災者の救出
- 福祉サービスの提供
- 住宅の応急修理
- 学用品の給与
- 埋葬
- 遺体の搜索・処理
- 障害物の除去

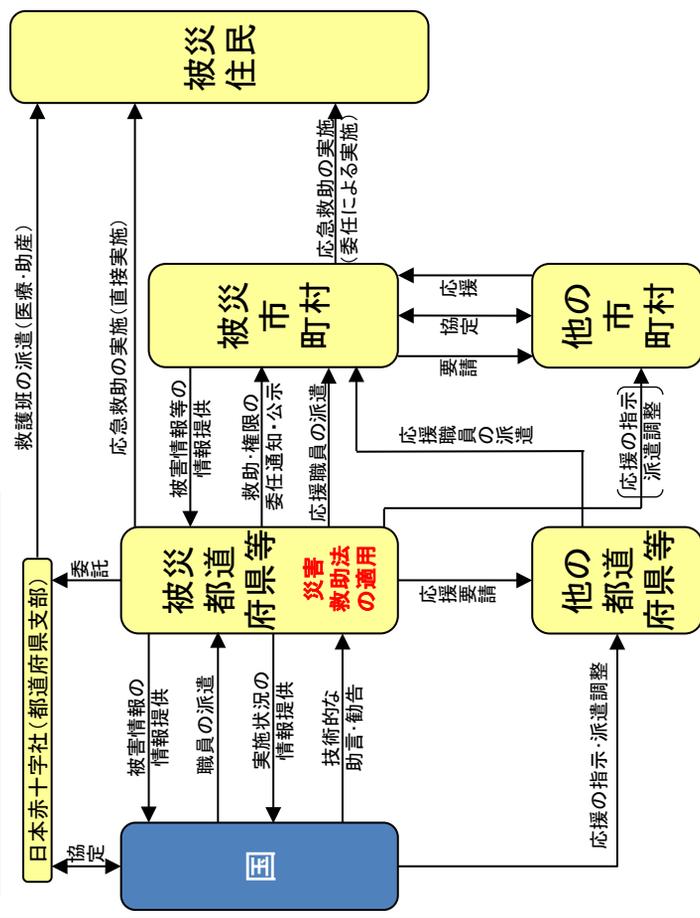
2. 国民保護訓練経費

都道府県知事が、国民保護法に基づき救援に関する訓練を国と共同で実施した場合の経費について、全額負担します。

資金の流れ



事業イメージ・具体例



期待される効果

- 災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災された者の保護と社会の秩序の保全を図ります。

災害弔慰金等負担金

政策統括官（防災担当）
（被災者生活再建担当）

140百万円
140百万円

令和8年度概算要求額
（令和7年度予算額）

※ 別途、東日本大震災復興特別会計に計上
令和8年度概算要求額23百万円（36百万円）

事業概要・目的・必要性

〔事業年度：昭和49年度～終了年度未定〕

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、市町村が、自然災害で死亡した者の遺族に対して弔慰金、又は重度の障害を負った者に対して見舞金を支給した場合、国が1/2（都道府県1/4・市町村1/4）負担を行います。

1. 災害弔慰金

○ 支給対象遺族

- ① 配偶者、子、父母、孫、祖父母
- ② 上記①の遺族がいない場合に兄弟姉妹（死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）

○ 支給金額

- ① 支給遺族の生計維持者が死亡した場合 500万円
- ② その他の者が死亡した場合 250万円

2. 災害障害見舞金

○ 支給対象者

重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた者

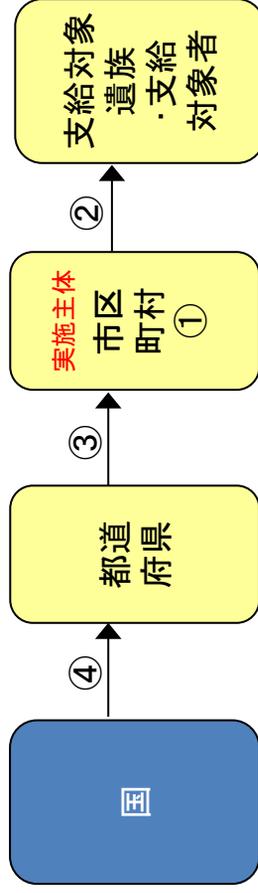
○ 支給金額

- ① 生計維持者 250万円 ② その他の者 125万円

資金の流れ



事業イメージ・具体例



- ① 被害の状況・遺族の状況等、必要な調査の実施
- ② 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給
- ③ 災害弔慰金・災害障害見舞金に市町村が要する費用の3/4を負担
- ④ 都道府県が負担する額の2/3を負担

期待される効果

- 自然災害により死亡した者の遺族に対し、弔意のために災害弔慰金を支給するとともに、自然災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対し災害障害見舞金の支給を行い、もって住民の福祉及び生活の安定に資することとなります。

被災者生活再建支援法施行に要する経費

政策統括官（防災担当）
（被災者生活再建担当）

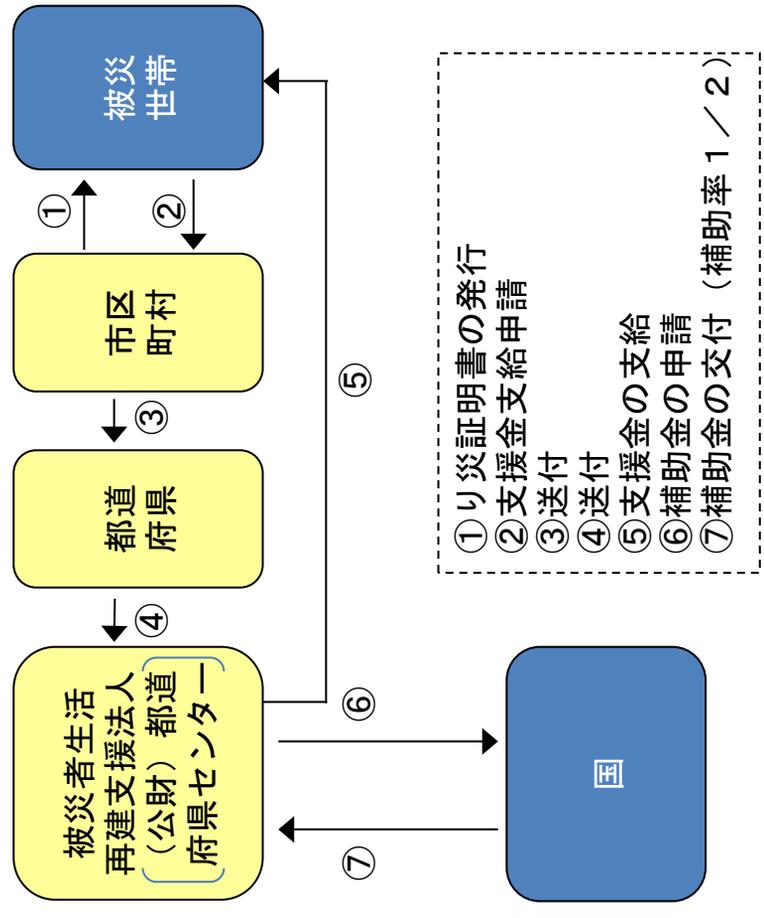
令和8年度概算要求額 600百万円
（令和7年度予算額 600百万円）

※ 別途、東日本大震災復興特別会計に計上
令和8年度概算要求額611百万円（654百万円）

事業概要・目的・必要性

- [事業年度：平成11年度～]
- 被災者生活再建支援制度は、自然災害により、生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給すること、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としています。
 - 被災者生活再建支援法に基づき、一定規模以上の自然災害により、住宅に全壊等の被害を受けた世帯に対して、都道府県から委託を受けた被災者生活再建支援法人が、支援金を支給しますが、国は、その2分の1に相当する額を補助します。
 - 支援金は「基礎支援金」として全壊等世帯に100万円、大規模半壊世帯に50万円が支給され、この額に「加算支援金」として住宅を建設・購入する場合は200万円、補修する場合は100万円、賃借する場合は50万円がそれぞれ加算される仕組み（単数世帯は3/4の額）となっています。
 - なお、令和2年の法改正で、支援金の支給対象として中規模半壊世帯を追加し、対象を拡大しました。
 - ※ 中規模半壊世帯への支給額は、
基礎支援金：なし
加算支援金：建設・購入100万円/補修50万円/賃借25万円

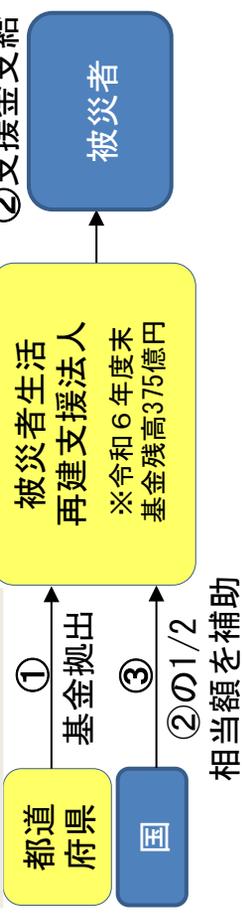
事業イメージ・具体例



期待される効果

- 本制度により、被災者の生活の再建を支援し、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することとなります。

資金の流れ



**令和 8 年度内閣府防災部門
税制改正要望事項**

令和8年度税制改正要望事項（内閣府（防災担当））

【◎：主要望、○：従要望】

- ◎ 地震防災対策用資産に係る課税標準の特例措置の拡充・延長
（地方税：固定資産税）（国土交通省（気象庁））

- 既存住宅の耐震改修等に係る特例措置の延長
（国税：所得税）（国土交通省）

- 既存住宅の耐震改修等に係る特例措置の延長
（地方税：固定資産税）（国土交通省）

- 耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に係る税額の減額措置の延長
（地方税：固定資産税）（国土交通省）

- 浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置の延長
（地方税：固定資産税）（国土交通省）

- 令和6年能登半島地震に係る被災住宅用地等に係る課税標準の特例措置の拡充
（地方税：固定資産税、都市計画税）（国土交通省）

① 地震防災対策用資産に係る課税標準の特例措置の拡充・延長 [拡充・延長]

＜税目＞（地方税）固定資産税

背景・目的

地震による甚大な被害を防止・軽減するためには、行政だけでなく事業者、地域住民等を巻き込んだ総合的な地震防災対策を強力に推進することが必要である。そのため、各地の事業者が緊急地震速報受信装置等を整備することを通じて、事業者自体により、その被害の軽減を図ることが重要である。

また、これまで、対象地域を「南海トラフ地震防災対策推進地域」「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」「首都直下地震緊急対策区域」に絞っていたが、令和6年能登半島地震等において、大きな被害が生じたこと等に鑑みれば、同地域だけでなく、全国においても特例措置を適用し緊急地震速報受信装置等の設置を促すことを通じて、より一層地震防災対策を推進する必要がある。

現行制度の概要

南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域及び首都直下地震緊急対策区域内の不特定多数の者が利用する施設等、地震防災上の措置が必要な施設・事業等の管理・運営を行う個人・法人が、緊急地震速報受信装置等の地震防災対策用資産を取得した場合の固定資産税の課税標準を2/3とする。

要望内容

対象地域を全国に拡充する。

また、適用期限を3年間延長し、令和11年3月31日までとする。

＜国土交通省（気象庁）と共同要望＞

② 既存住宅の耐震改修等に係る特例措置の延長 [延長]

＜税目＞（国税）所得税

背景・目的

我が国の住宅ストックは戸数的には充足。既存住宅活用型市場への転換が重要である一方で、耐震性等が不十分な住宅は多数存在している。リフォームにより住宅ストックの性能を高めるとともに、住宅リフォーム市場を活性化することが必要である。

現行制度の概要

一定の耐震改修工事等を行った場合、以下の合計額（①+②）を所得税額から控除する。

- ① 耐震改修等の一定の改修工事に係る標準的な工事費用相当額^{※1}の10%
- ② 上記工事に係る標準的な工事費用相当額の限度額超過分及びその他の増築等工事の費用に要した額の合計額分^{※2}の5%

※1 耐震改修の場合は250万円が上限

※2 最大対象工事限度額は標準的な工事費用相当額と同額、かつ、①と②の合計1,000万円を上限とする

要望内容

適用期限を2年間延長し、令和9年12月31日までとする。

＜国土交通省と共同要望＞（内閣府は従要望）

③ 既存住宅の耐震改修等に係る特例措置の延長 [延長]

＜税目＞（地方税）固定資産税

背景・目的

我が国の住宅ストックは戸数的には充足。既存住宅活用型市場への転換が重要である一方で、耐震性等が不十分な住宅は多数存在している。リフォームにより住宅ストックの性能を高めるとともに、住宅リフォーム市場を活性化することが必要である。

現行制度の概要

耐震改修等が行われた住宅について、下記の割合で固定資産税額を軽減する。

翌年度 1/2 軽減^{※1}

※1 通行障害既存耐震不適格建築物の耐震改修については、翌年度から2年間 1/2 軽減。耐震改修後に当該住宅が認定長期優良住宅に該当することとなるものについては、翌年度 2/3 軽減。通行障害既存耐震不適格建築物の耐震改修後に当該住宅が認定長期優良住宅に該当することとなるものについては、翌年度 2/3 軽減、翌々年度 1/2 軽減。

要望内容

適用期限を2年間延長し、令和10年3月31日までとする。

＜国土交通省と共同要望＞（内閣府は従要望）

④ 耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に係る税額の減額措置の延長〔延長〕

＜税目＞（地方税）固定資産税

背景・目的

切迫する南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震等の発生を見据え、地震による人命・財産の被害の防止のため、既存建築物の耐震化は喫緊の課題である一方、多額の費用負担を要する耐震改修が着実に実施されるよう、引き続き、予算措置と相まって、改修に係る税制支援が必要である。

現行制度の概要

耐震改修促進法に基づき耐震診断が義務付けられた建築物で耐震診断結果が報告されたもののうち、政府の補助を受けて耐震改修工事を完了したものについて、工事完了の翌年度から2年間、固定資産税額（耐震改修工事費の5%を限度）の1/2を減額する。

要望内容

適用期限を3年間延長し、令和11年3月31日までとする。

＜国土交通省と共同要望＞（内閣府は従要望）

⑤ 浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置の延長 [延長]

＜税目＞（地方税）固定資産税

背景・目的

近年、気候変動の影響による水災害が激甚化・頻発化しており、特に地下街等は、浸水スピードが速く閉鎖的であり、人命に対するリスクが大きく、浸水が発生した場合、都市・経済活動が機能不全に陥るため、避難確保や浸水防止を図ることが不可欠である。

防水板、排水ポンプ等の浸水防止用設備は、平時においては利用されず、初期投資やその後の維持管理コストもかかるため、導入に対して負担が大きいものである。また、地下街等は、浸水スピードが速く閉鎖的であり、人命に対するリスクも大きいことから、迅速に浸水防止を図ることが不可欠であり、浸水想定区域内の地下街等の所有者又は管理者が、水防法で規定する避難確保・浸水防止計画に基づき取得する浸水防止用設備（防水板、防水扉、排水ポンプ、換気口浸水防止機）について、本特例措置を延長する必要がある。

現行制度の概要

浸水想定区域内の地下街等の所有者又は管理者が、水防法で規定する避難確保・浸水防止計画に基づき取得する浸水防止用設備（防水板、防水扉、排水ポンプ、換気口浸水防止機）について、最初の5年間、課税標準を1/2以上5/6以下の範囲内で市町村の条例で定める割合に軽減する（参酌標準：2/3）。

要望内容

適用期限を3年間延長し、令和11年3月31日までとする。

＜国土交通省と共同要望＞（内閣府は従要望）

⑥ 令和6年能登半島地震に係る被災住宅用地等に係る課税標準の特例措置の拡充 [拡充]

＜税目＞（地方税）固定資産税、都市計画税

背景・目的

令和6年能登半島地震の被災地においては、公共土木施設災害復旧事業や土地区画整理事業の未了等のやむを得ない事情により、現行の特例措置の適用期限である令和7年度中に住宅再建が完了しない見込みの被災者が多数存在するため、令和8年度以降の住宅再建を目指す被災者についても、引き続きその負担の軽減を図る必要がある。

現行制度の概要

○ 被災住宅用地等に係る課税標準の特例措置

住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、当該土地が住宅用地として使用することができないと市町村長が認める場合に限り、被災後2年度の間、固定資産税及び都市計画税を以下の通り減額する。

- ・固定資産税：課税標準を 1/6（200 m²以下）、1/3（200 m²超）
- ・都市計画税：課税標準を 1/3（200 m²以下）、2/3（200 m²超）

要望内容

令和6年能登半島地震について、被災住宅用地等に係る課税標準の特例措置を2年間延長し、令和10年3月31日までとする拡充を行う。

＜国土交通省と共同要望＞（内閣府は従要望）

令和 8 年度内閣府防災部門 機構・定員要求事項

令和8年度 主な機構・定員要求

令和7年8月

- 「防災庁」（仮称）の新設に伴う体制整備〔内閣官房から事項要求〕



内閣府

郵便番号 100-8914

東京都千代田区永田町1-6-1

中央合同庁舎第8号館3階

内閣府政策統括官（防災担当）

電話 (03) 5253-2111 (大代表)

URL <http://www.bousai.go.jp>